

川西市地域防災計画（風水害等対策計画編）  
新旧対照表

頁	修正前	修正後	根拠
2	<p>第2章 計画の前提条件 第1節 川西市の概要 第1款 自然的条件</p> <p>2 気象 本市は、瀬戸内海性気候に属しており、年間を通して温暖な地帯にあり、年平均気温は16前後、最高気温約39、最低気温約-5、平均湿度65%前後、降水量は年間約1,000mm程度であり、居住環境としての気象条件は恵まれている。</p>	<p>第2章 計画の前提条件 第1節 川西市の概要 第1款 自然的条件</p> <p>2 気象 本市は、瀬戸内気候区に属している。<u>市消防本部で計測した過去5年間の降水量及び気温の測定結果により、本市における年間降水量は、約1,400mm前後、年間平均気温は、15.9となっている。</u></p>	<p>時点修正 消防本部の気象年報 (平成28年1月~12月)</p>
2	<p>第2章 計画の前提条件 第1節 川西市の概要 第2款 社会的条件</p> <p>1 人口 本市の人口は、昭和40年代前半から大型団地の開発等により急激に増加し、その後昭和50年代後半から人口の増加は緩やかになっている。平成15年度には市内人口総数は16万人を越え、人口密度は約3,000人となっている。 また、年齢区分別構成では15歳未満の若年者の割合が低下しており、これに対して65歳以上の高齢層の割合は増加しており、今後とも高齢化が進行するものと思われる。</p>	<p>第2章 計画の前提条件 第1節 川西市の概要 第2款 社会的条件</p> <p>1 人口 <u>平成27年の国勢調査で本市の人口は、156,375人となっており、人口密度は、1平方キロメートル当たり約2,950人となっている。人口を年齢別に見ると、15歳未満が総人口に占める割合は13.0%、15~64歳の人口は56.9%、65歳以上は30.1%となっており、老年人口が年少人口を上回っている。</u> <u>国勢調査における65歳以上の割合は、全国平均は26.6%であり、本市の30.1%は全国平均より3.5ポイント高くなっており、全国平均より高齢化が進んでいる。</u></p>	<p>時点修正</p>
3	<p>第2章 計画の前提条件 第1節 川西市の概要 第3款 災害の特性</p> <p>1 風水害 本市は瀬戸内海性気候のため降雨量が比較的少なく台風の影響を受けることも少ないものの過去に発生した災害では集中豪雨並びに台風時の降雨等による被害が多く、また宅地開発等社会的要因から河川の氾濫(溢水)及び土砂災害の発生が考えられる。</p>	<p>第2章 計画の前提条件 第1節 川西市の概要 第3款 災害の特性</p> <p>1 風水害 本市は瀬戸内気候区のため降雨量が比較的少なく台風の影響を受けることも少ないものの過去に発生した災害では集中豪雨並びに台風時の降雨等による被害が多く、また宅地開発等社会的要因から河川の氾濫(溢水)及び土砂災害の発生が考えられる。</p>	<p>語句修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠
8	<p>第2章 計画の前提条件 第2節 災害の想定</p> <p>2 洪水等による被害予想 河川の治水計画では被害の発生状況や危機管理という観点から目標安全度(200年に1回発生の割合)が用いられている。 これを参考に猪名川流域での目標安全度を平均日雨量が累積268mm規模と仮定すれば堤防の決壊(溢水)などによる被害については床下浸水戸数が約2,000戸、床上浸水戸数が約11,500戸、避難者数は約35,200人と予想される。</p>	<p>第2章 計画の前提条件 第2節 災害の想定</p> <p>2 洪水等による被害予想 <u>平成27年水防法改正により、洪水浸水想定区域の前提となる降雨を、従前の河川整備の基本となる計画降雨から想定最大規模の降雨に変更となった。</u> <u>市内では、猪名川(川西市滝山267番地先を境に下流の直轄河川)において、平成28年6月に想定最大規模降雨(9時間380mm)による浸水想定区域図が公表されている。</u> <u>猪名川(川西市滝山267番地先を境に上流の兵庫県管理河川)については、従来の計画降雨(1日総雨量243mm)が用いられており、浸水想定区域の見直しは今後行われる予定である。</u> <u>これを参考に、堤防の決壊(溢水)などによる被害は、床下浸水戸数が約2,100戸、床上浸水戸数が約9,000戸、避難者数は約29,000人と予想される。</u></p>	平成28年6月に猪名川・藻川浸水想定区域見直しに伴う修正

頁	修正前	修正後	根拠																																																																																	
9	<p data-bbox="255 264 1006 296">第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p data-bbox="231 354 486 386">1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="249 394 1368 993"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿農政局 (農林水産省)</td> <td></td> <td>災害救助用米穀の供給(売却)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>気象庁 神戸地方気象台</td> <td></td> <td>気象、地象、水象に関する観測、通報、予報、警報及び情報の発表並びに伝達</td> <td>被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 近畿地方整備局</td> <td>1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達</td> <td>1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 直轄公共土木施設の二次災害の防止</td> <td>被災直轄公共土木施設の復旧</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="231 1050 412 1081">2 自衛隊</p> <table border="1" data-bbox="249 1089 1368 1262"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 第3師団 第36普通科連隊</td> <td></td> <td>人命救助又は財産の保護のための応急対策の実施</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="231 1318 385 1350">3 県及び市</p> <table border="1" data-bbox="249 1358 1368 1713"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県</td> <td>兵庫県域にかかる災害予防事業の推進</td> <td>兵庫県域にかかる災害応急対策の推進</td> <td>兵庫県の所管に属する施設等の復旧の推進</td> </tr> <tr> <td>川西市</td> <td>川西市域にかかる災害予防の総合的推進</td> <td>川西市域にかかる災害応急対策の総合的推進</td> <td>川西市域にかかる災害復旧の総合的推進</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	近畿農政局 (農林水産省)		災害救助用米穀の供給(売却)		気象庁 神戸地方気象台		気象、地象、水象に関する観測、通報、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	国土交通省 近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 直轄公共土木施設の二次災害の防止	被災直轄公共土木施設の復旧	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	陸上自衛隊 第3師団 第36普通科連隊		人命救助又は財産の保護のための応急対策の実施		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	兵庫県	兵庫県域にかかる災害予防事業の推進	兵庫県域にかかる災害応急対策の推進	兵庫県の所管に属する施設等の復旧の推進	川西市	川西市域にかかる災害予防の総合的推進	川西市域にかかる災害応急対策の総合的推進	川西市域にかかる災害復旧の総合的推進	<p data-bbox="1448 264 2199 296">第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p data-bbox="1427 354 1682 386">1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1445 394 2564 1178"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿農政局 (農林水産省)</td> <td></td> <td>災害救助用米穀の供給(売却)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大阪管区気象台 (神戸地方気象台)</td> <td></td> <td>気象・地象・水象に関する観測、予報、警報等(地象のうち地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る)及び情報の発表並びに伝達</td> <td>被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供</td> <td>被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 近畿地方整備局</td> <td>1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達</td> <td>1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 直轄公共土木施設の二次災害の防止</td> <td>被災直轄管理施設の復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1427 1224 1555 1255">2 自衛隊</p> <table border="1" data-bbox="1445 1264 2564 1451"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 第3師団 第36普通科連隊</td> <td></td> <td>人命救助又は財産の保護のための応急対策の実施</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1427 1499 1581 1530">3 県及び市</p> <table border="1" data-bbox="1445 1539 2564 1898"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県</td> <td>兵庫県域にかかる災害予防事業の推進</td> <td>兵庫県域にかかる災害応急対策</td> <td>兵庫県の所管に属する施設等の復旧の推進</td> <td>兵庫県の所管に属する施設等の復興の推進</td> </tr> <tr> <td>川西市</td> <td>川西市域にかかる災害予防の総合的推進</td> <td>川西市域にかかる災害応急対策</td> <td>川西市域にかかる災害復旧の総合的推進</td> <td>川西市域にかかる災害復興の総合的推進</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	近畿農政局 (農林水産省)		災害救助用米穀の供給(売却)			大阪管区気象台 (神戸地方気象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報等(地象のうち地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る)及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	国土交通省 近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 直轄公共土木施設の二次災害の防止	被災直轄管理施設の復旧		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	陸上自衛隊 第3師団 第36普通科連隊		人命救助又は財産の保護のための応急対策の実施			機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	兵庫県	兵庫県域にかかる災害予防事業の推進	兵庫県域にかかる災害応急対策	兵庫県の所管に属する施設等の復旧の推進	兵庫県の所管に属する施設等の復興の推進	川西市	川西市域にかかる災害予防の総合的推進	川西市域にかかる災害応急対策	川西市域にかかる災害復旧の総合的推進	川西市域にかかる災害復興の総合的推進	兵庫県地域防災計画に基づく修正
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																																																																																	
近畿農政局 (農林水産省)		災害救助用米穀の供給(売却)																																																																																		
気象庁 神戸地方気象台		気象、地象、水象に関する観測、通報、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供																																																																																	
国土交通省 近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 直轄公共土木施設の二次災害の防止	被災直轄公共土木施設の復旧																																																																																	
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																																																																																	
陸上自衛隊 第3師団 第36普通科連隊		人命救助又は財産の保護のための応急対策の実施																																																																																		
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																																																																																	
兵庫県	兵庫県域にかかる災害予防事業の推進	兵庫県域にかかる災害応急対策の推進	兵庫県の所管に属する施設等の復旧の推進																																																																																	
川西市	川西市域にかかる災害予防の総合的推進	川西市域にかかる災害応急対策の総合的推進	川西市域にかかる災害復旧の総合的推進																																																																																	
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																																																																																
近畿農政局 (農林水産省)		災害救助用米穀の供給(売却)																																																																																		
大阪管区気象台 (神戸地方気象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報等(地象のうち地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る)及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供																																																																																
国土交通省 近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 直轄公共土木施設の二次災害の防止	被災直轄管理施設の復旧																																																																																	
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																																																																																
陸上自衛隊 第3師団 第36普通科連隊		人命救助又は財産の保護のための応急対策の実施																																																																																		
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																																																																																
兵庫県	兵庫県域にかかる災害予防事業の推進	兵庫県域にかかる災害応急対策	兵庫県の所管に属する施設等の復旧の推進	兵庫県の所管に属する施設等の復興の推進																																																																																
川西市	川西市域にかかる災害予防の総合的推進	川西市域にかかる災害応急対策	川西市域にかかる災害復旧の総合的推進	川西市域にかかる災害復興の総合的推進																																																																																

頁	修正前	修正後	根拠																																																																																																																				
10	<p>4 警察</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県警察本部</td> <td></td> <td>1 被害情報の収集 2 救出救助及び避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等</td> <td>治安維持対策の推進</td> </tr> <tr> <td>川西警察署</td> <td></td> <td>1 災害警備 2 人命救助及び避難誘導 3 交通応急対策</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社</td> <td>鉄道施設の整備と防災管理</td> <td>1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施</td> <td>被災鉄道施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社(兵庫支店)</td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社(兵庫県支部)</td> <td></td> <td>1 災害時における医療救護 2 救援物資の配分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本放送協会(神戸放送局)</td> <td>放送施設の整備と防災管理</td> <td>1 被害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施</td> <td>被災放送施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路株式会社(関西支社)</td> <td>有料道路(所管)の整備と防災管理</td> <td>有料道路(所管)の応急対策の実施</td> <td>被災有料道路(所管)の復旧</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人水資源機構(関西・吉野川支社)</td> <td>ダム施設(所管)等の整備と防災管理</td> <td>ダム施設(所管)等の応急対策の実施</td> <td>被災ダム施設(所管)等の復旧</td> </tr> <tr> <td>阪神高速道路株式会社(神戸管理部)</td> <td>有料道路(所管)の整備と防災管理</td> <td>有料道路(所管)の応急対策の実施</td> <td>被災有料道路(所管)の復旧</td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社(阪神支店)</td> <td></td> <td>災害時における緊急陸上輸送</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関西電力株式会社(神戸支店)</td> <td>電力供給施設の整備と防災管理</td> <td>電力供給施設の応急対策の実施</td> <td>被災電力供給施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>大阪ガス株式会社(導管事業部兵庫導管部)</td> <td>ガス供給施設の整備と防災管理</td> <td>ガス供給施設の応急対策の実施</td> <td>被災ガス供給施設の復旧</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	兵庫県警察本部		1 被害情報の収集 2 救出救助及び避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等	治安維持対策の推進	川西警察署		1 災害警備 2 人命救助及び避難誘導 3 交通応急対策		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	西日本旅客鉄道株式会社	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	西日本電信電話株式会社(兵庫支店)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	日本赤十字社(兵庫県支部)		1 災害時における医療救護 2 救援物資の配分		日本放送協会(神戸放送局)	放送施設の整備と防災管理	1 被害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	西日本高速道路株式会社(関西支社)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧	独立行政法人水資源機構(関西・吉野川支社)	ダム施設(所管)等の整備と防災管理	ダム施設(所管)等の応急対策の実施	被災ダム施設(所管)等の復旧	阪神高速道路株式会社(神戸管理部)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧	日本通運株式会社(阪神支店)		災害時における緊急陸上輸送		関西電力株式会社(神戸支店)	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	大阪ガス株式会社(導管事業部兵庫導管部)	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧	<p>4 警察</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県警察本部</td> <td></td> <td>1 被害情報の収集 2 救出救助及び避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等</td> <td>治安維持対策の推進</td> <td>仮設住宅等における民心の安定</td> </tr> <tr> <td>川西警察署</td> <td></td> <td>1 災害警備 2 人命救助及び避難誘導 3 交通応急対策</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社</td> <td>鉄道施設の整備と防災管理</td> <td>1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施</td> <td>被災鉄道施設の復旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社(兵庫支店)</td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社(兵庫県支部)</td> <td></td> <td>1 災害時における医療救護 2 救援物資の配分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本放送協会(神戸放送局)</td> <td>放送施設の整備と防災管理</td> <td>1 被害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施</td> <td>被災放送施設の復旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路株式会社(関西支社)</td> <td>有料道路(所管)の整備と防災管理</td> <td>有料道路(所管)の応急対策の実施</td> <td>被災有料道路(所管)の復旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>独立行政法人水資源機構(関西・吉野川支社)</td> <td>ダム施設(所管)等の整備と防災管理</td> <td>ダム施設(所管)等の応急対策の実施</td> <td>被災ダム施設(所管)等の復旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>阪神高速道路株式会社(神戸管理部)</td> <td>有料道路(所管)の整備と防災管理</td> <td>有料道路(所管)の応急対策の実施</td> <td>被災有料道路(所管)の復旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社(阪神支店)</td> <td></td> <td>災害時における緊急陸上輸送</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	兵庫県警察本部		1 被害情報の収集 2 救出救助及び避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等	治安維持対策の推進	仮設住宅等における民心の安定	川西警察署		1 災害警備 2 人命救助及び避難誘導 3 交通応急対策			機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	西日本旅客鉄道株式会社	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧		西日本電信電話株式会社(兵庫支店)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧		日本赤十字社(兵庫県支部)		1 災害時における医療救護 2 救援物資の配分			日本放送協会(神戸放送局)	放送施設の整備と防災管理	1 被害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧		西日本高速道路株式会社(関西支社)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧		独立行政法人水資源機構(関西・吉野川支社)	ダム施設(所管)等の整備と防災管理	ダム施設(所管)等の応急対策の実施	被災ダム施設(所管)等の復旧		阪神高速道路株式会社(神戸管理部)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧		日本通運株式会社(阪神支店)		災害時における緊急陸上輸送			兵庫県地域防災計画に基づく修正
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																																																																																																																				
兵庫県警察本部		1 被害情報の収集 2 救出救助及び避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等	治安維持対策の推進																																																																																																																				
川西警察署		1 災害警備 2 人命救助及び避難誘導 3 交通応急対策																																																																																																																					
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																																																																																																																				
西日本旅客鉄道株式会社	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧																																																																																																																				
西日本電信電話株式会社(兵庫支店)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧																																																																																																																				
日本赤十字社(兵庫県支部)		1 災害時における医療救護 2 救援物資の配分																																																																																																																					
日本放送協会(神戸放送局)	放送施設の整備と防災管理	1 被害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧																																																																																																																				
西日本高速道路株式会社(関西支社)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧																																																																																																																				
独立行政法人水資源機構(関西・吉野川支社)	ダム施設(所管)等の整備と防災管理	ダム施設(所管)等の応急対策の実施	被災ダム施設(所管)等の復旧																																																																																																																				
阪神高速道路株式会社(神戸管理部)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧																																																																																																																				
日本通運株式会社(阪神支店)		災害時における緊急陸上輸送																																																																																																																					
関西電力株式会社(神戸支店)	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧																																																																																																																				
大阪ガス株式会社(導管事業部兵庫導管部)	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧																																																																																																																				
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																																																																																																																			
兵庫県警察本部		1 被害情報の収集 2 救出救助及び避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等	治安維持対策の推進	仮設住宅等における民心の安定																																																																																																																			
川西警察署		1 災害警備 2 人命救助及び避難誘導 3 交通応急対策																																																																																																																					
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																																																																																																																			
西日本旅客鉄道株式会社	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧																																																																																																																				
西日本電信電話株式会社(兵庫支店)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧																																																																																																																				
日本赤十字社(兵庫県支部)		1 災害時における医療救護 2 救援物資の配分																																																																																																																					
日本放送協会(神戸放送局)	放送施設の整備と防災管理	1 被害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧																																																																																																																				
西日本高速道路株式会社(関西支社)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧																																																																																																																				
独立行政法人水資源機構(関西・吉野川支社)	ダム施設(所管)等の整備と防災管理	ダム施設(所管)等の応急対策の実施	被災ダム施設(所管)等の復旧																																																																																																																				
阪神高速道路株式会社(神戸管理部)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧																																																																																																																				
日本通運株式会社(阪神支店)		災害時における緊急陸上輸送																																																																																																																					

頁	修正前	修正後	根拠																																																																									
11	<p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="261 619 1368 1205"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道等輸送機関 ・ 阪急電鉄株式会社 ・ 能勢電鉄株式会社</td> <td>鉄道施設等の整備と 防災管理</td> <td>1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施</td> <td>被災鉄道 施設等の 復旧</td> </tr> <tr> <td>道 路 輸 送 機 関 ・ 阪急バス株式会社 ・ 一般社団法人兵庫県 トラック協会</td> <td>1 道路状況の把握 2 災害時における対 応の指導</td> <td>災害時における緊急陸上輸送</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放 送 機 関 ・ 株式会社ラジオ開 西 ・ 株式会社サンテレ ビジョン</td> <td>放送施設の整備と防 災管理</td> <td>1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般社団法人 兵庫県医師会</td> <td></td> <td>災害時における医療救護</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>7 その他の機関</p> <table border="1" data-bbox="261 1297 1368 1432"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般社団法人 川西市医師会</td> <td></td> <td>災害時における医療救護</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災害復旧	鉄道等輸送機関 ・ 阪急電鉄株式会社 ・ 能勢電鉄株式会社	鉄道施設等の整備と 防災管理	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道 施設等の 復旧	道 路 輸 送 機 関 ・ 阪急バス株式会社 ・ 一般社団法人兵庫県 トラック協会	1 道路状況の把握 2 災害時における対 応の指導	災害時における緊急陸上輸送		放 送 機 関 ・ 株式会社ラジオ開 西 ・ 株式会社サンテレ ビジョン	放送施設の整備と防 災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施		一般社団法人 兵庫県医師会		災害時における医療救護		機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災害復旧	一般社団法人 川西市医師会		災害時における医療救護		<table border="1" data-bbox="1457 302 2564 533"> <tbody> <tr> <td>関西電力株式会 社（神戸支社）</td> <td>電力供給施設の整備 と防災管理</td> <td>電力供給施設の応急対 策の実施</td> <td>被災電力供 給施設の復 旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大阪ガス株式会 社（導管事業部兵 庫導管部）</td> <td>ガス供給施設の整備 と防災管理</td> <td>ガス供給施設の応急対 策の実施</td> <td>被災ガス供 給施設の復 旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1457 625 2573 1362"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道等輸送機関 ・ 阪急電鉄株式会社 ・ 能勢電鉄株式会社</td> <td>鉄道施設等の整備と 防災管理</td> <td>1 災害時における緊 急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急 対策の実施</td> <td>被災鉄道施 設等の復旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道 路 輸 送 機 関 ・ 阪急バス株式会社 ・ 一般社団法人兵庫県 トラック協会</td> <td>1 道路状況の把握 2 災害時における 対応の指導</td> <td>災害時における緊急陸 上輸送</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放 送 機 関 ・ 株式会社ラジオ開 西 ・ 株式会社サンテレ ビジョン</td> <td>放送施設の整備と防 災管理</td> <td>1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対 策の実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般社団法人 兵庫県医師会</td> <td></td> <td>災害時における医療救 護</td> <td>外傷後スト レス障害等 の被災者へ の精神的身 体的支援</td> <td>外傷後スト レス障害等 の被災者へ の精神的身 体的支援</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 その他の機関</p> <table border="1" data-bbox="1457 1455 2573 1589"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般社団法人 川西市医師会</td> <td></td> <td>災害時における医療救 護</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関西電力株式会 社（神戸支社）	電力供給施設の整備 と防災管理	電力供給施設の応急対 策の実施	被災電力供 給施設の復 旧		大阪ガス株式会 社（導管事業部兵 庫導管部）	ガス供給施設の整備 と防災管理	ガス供給施設の応急対 策の実施	被災ガス供 給施設の復 旧		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	鉄道等輸送機関 ・ 阪急電鉄株式会社 ・ 能勢電鉄株式会社	鉄道施設等の整備と 防災管理	1 災害時における緊 急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急 対策の実施	被災鉄道施 設等の復旧		道 路 輸 送 機 関 ・ 阪急バス株式会社 ・ 一般社団法人兵庫県 トラック協会	1 道路状況の把握 2 災害時における 対応の指導	災害時における緊急陸 上輸送			放 送 機 関 ・ 株式会社ラジオ開 西 ・ 株式会社サンテレ ビジョン	放送施設の整備と防 災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対 策の実施			一般社団法人 兵庫県医師会		災害時における医療救 護	外傷後スト レス障害等 の被災者へ の精神的身 体的支援	外傷後スト レス障害等 の被災者へ の精神的身 体的支援	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	一般社団法人 川西市医師会		災害時における医療救 護			兵庫県地域防 災計画及び関 係機関の意見 に基づく修正 に基づく修正
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災害復旧																																																																									
鉄道等輸送機関 ・ 阪急電鉄株式会社 ・ 能勢電鉄株式会社	鉄道施設等の整備と 防災管理	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道 施設等の 復旧																																																																									
道 路 輸 送 機 関 ・ 阪急バス株式会社 ・ 一般社団法人兵庫県 トラック協会	1 道路状況の把握 2 災害時における対 応の指導	災害時における緊急陸上輸送																																																																										
放 送 機 関 ・ 株式会社ラジオ開 西 ・ 株式会社サンテレ ビジョン	放送施設の整備と防 災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施																																																																										
一般社団法人 兵庫県医師会		災害時における医療救護																																																																										
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災害復旧																																																																									
一般社団法人 川西市医師会		災害時における医療救護																																																																										
関西電力株式会 社（神戸支社）	電力供給施設の整備 と防災管理	電力供給施設の応急対 策の実施	被災電力供 給施設の復 旧																																																																									
大阪ガス株式会 社（導管事業部兵 庫導管部）	ガス供給施設の整備 と防災管理	ガス供給施設の応急対 策の実施	被災ガス供 給施設の復 旧																																																																									
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																																																																								
鉄道等輸送機関 ・ 阪急電鉄株式会社 ・ 能勢電鉄株式会社	鉄道施設等の整備と 防災管理	1 災害時における緊 急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急 対策の実施	被災鉄道施 設等の復旧																																																																									
道 路 輸 送 機 関 ・ 阪急バス株式会社 ・ 一般社団法人兵庫県 トラック協会	1 道路状況の把握 2 災害時における 対応の指導	災害時における緊急陸 上輸送																																																																										
放 送 機 関 ・ 株式会社ラジオ開 西 ・ 株式会社サンテレ ビジョン	放送施設の整備と防 災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対 策の実施																																																																										
一般社団法人 兵庫県医師会		災害時における医療救 護	外傷後スト レス障害等 の被災者へ の精神的身 体的支援	外傷後スト レス障害等 の被災者へ の精神的身 体的支援																																																																								
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																																																																								
一般社団法人 川西市医師会		災害時における医療救 護																																																																										

頁	修正前	修正後	根拠
17	<p>第1章 防災基盤の整備  第2節 水害の防止施設等の整備  (新設)</p>	<p>第1章 防災基盤の整備  第2節 水害の防止施設等の整備  第4款 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置</p> <p>担当機関 市危機管理室</p> <p>洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、水防法第15条の規定に基づき、以下の円滑かつ迅速な避難を確保するための措置を行う。</p> <p>1 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置  水防法第15条第1項に基づき浸水想定区域ごとに以下の事項を定め、必要な情報の周知に努める。  ア 洪水予報等の伝達方法  イ 避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項  ウ 浸水想定区域内に位置する地下街、その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(以下「地下街等」という。)及び社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設(以下「要配慮者利用施設」という。)で当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地等</p> <p>2 地下街等及び要配慮者利用施設への情報伝達  水防法第15条第2項に基づき、本計画に定めた浸水想定区域内に位置する地下街等及び要配慮者利用施設の所有者または管理者及び自衛水防組織の構成員に洪水予報等の伝達を行う。  情報の伝達方法については第3編災害応急対策計画、第3章災害広報・広聴計画、第1節災害広報計画に定めたとおりとする。  浸水区想定域内に位置する地下街等、要配慮者利用施設については「資料編 資料-12の1」のとおり。</p> <p>3 防災マップの作成、周知  水防法第15条第3項に定める印刷物の配布については、浸水想定区域や土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域にあわせて気象警報、避難場所、防災情報の伝達方法等を記載した防災マップを全戸に配布し周知を行う。また、市民課窓口での転入者への配布や、市内公共施設への設置、市ホームページでの公開により常時啓発を図る。</p>	<p>水防法第15条に基づく修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠
		<p>4 地下街等及び要配慮者利用施設の避難確保計画等</p> <p>本計画に定めた地下街等、要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等について必要な指導、啓発に努める。</p> <p>(1) 地下街等</p> <p>地下街等の所有者または管理者は、単独又は共同して、利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する「避難確保計画・浸水防止計画」を作成し、自衛水防組織を設置する。</p> <p>また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等を市長に報告するとともに公表し、当該計画に基づき、避難誘導・浸水防止活動等の訓練を実施する。</p> <p>(2) 要配慮者利用施設</p> <p>要配慮者利用施設の所有者または管理者は、単独又は共同して、利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する「避難確保計画」を作成し、自衛水防組織を設置する。</p> <p>また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等を市長に報告し、避難誘導等の訓練を実施する。</p>	<p>水防法第15条に基づく修正</p>



頁	修正前	修正後	根拠
20	<p>第1章 防災基盤の整備  第3節 地盤災害の防止施設等の整備  第5款 警戒避難体制の整備</p> <p>1 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備  土砂災害防止法第8条第1項に基づき、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定め、必要な情報の周知に努める。  土砂災害防止法第8条第2項に定める高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）への土砂災害に関する情報、予報又は警報の伝達を行う。情報の伝達方法については第3編災害応急対策計画、第3章災害広報・広聴計画、第1節災害広報計画に定めたとおりとする。  土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設については「資料編 資料 - 12」のとおり。  土砂災害防止法第8条第3項に定める印刷物の配布については、浸水想定区域や土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域にあわせて土砂災害の前兆現象や、気象警報、避難場所、防災情報の伝達方法等を記載した防災マップを全戸に配布し周知を行う。また、市民課窓口での転入者への配布や、市内公共施設への設置、市ホームページでの公開により常時啓発を図る。</p>	<p>第1章 防災基盤の整備  第3節 地盤災害の防止施設等の整備  第5款 警戒避難体制の整備</p> <p>1 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備  土砂災害防止法第8条第1項に基づき、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定め、必要な情報の周知に努める。  <u>(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</u>  <u>(2) 避難場所及び避難経路に関する事項</u>  <u>(3) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</u>  <u>(4) 土砂災害警戒区域内に位置する、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）であって、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u>  <u>(5) 救助に関する事項</u>  <u>(6) その他、土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p>2 要配慮者利用施設への情報伝達  土砂災害防止法第8条第2項に基づき、本計画に定めた要配慮者利用施設への土砂災害に関する情報、予報又は警報の伝達を行う。  情報の伝達方法については第3編災害応急対策計画、第3章災害広報・広聴計画、第1節災害広報計画に定めたとおりとする。  土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設については「資料編 資料 - 12の2」のとおり。</p> <p>3 防災マップの作成、周知  土砂災害防止法第8条第3項に定める印刷物の配布については、浸水想定区域や土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域にあわせて土砂災害の前兆現象や、気象警報、避難場所、防災情報の伝達方法等を記載した防災マップを全戸に配布し周知を行う。また、市民課窓口での転入者への配布や、市内公共施設への設置、市ホームページでの公開により常時啓発を図る。</p>	記載内容の整理による修正

頁	修正前	修正後	根拠
24	<p>第5節 ライフライン関係施設の整備 第1款 電力施設等の整備</p> <p>1 施設の保全</p> <p>(1) 台風、洪水、集中豪雨、高潮対策</p> <p>ア 変電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水、高潮災害予知地点における重点的な設備防護措置の実施</li> </ul> <p>イ 送電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風等を考慮した支持物設計の実施</li> </ul> <p>ウ 配電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気設備に関する技術基準等による風水害対策の実施</li> </ul> <p>(2) 雷害対策</p> <p>ア 変電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐雷遮へい、避雷器の重点配置、適正更新実施及び系統保護継電装置の適正更新、実施</li> </ul> <p>イ 送電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雷を考慮した設備設計の実施</li> </ul> <p>ウ 配電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・襲雷頻度の高い地域における避雷器等の避雷装置の取り付けの実施</li> </ul> <p>(3) 雪害対策</p> <p>ア 送電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雪を考慮した設備設計の実施</li> </ul> <p>イ 配電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・難着雪電線の使用、保護網設備の取り付け等の実施</li> </ul>	<p>第5節 ライフライン関係施設の整備 第1款 電力施設等の整備</p> <p>1 電力設備の災害予防措置に関する事項</p> <p>(1) 水害対策</p> <p>ア 送電設備</p> <p><u>鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。</u> <u>やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。</u> <u>地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。</u></p> <p>イ 変電設備</p> <p><u>浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。</u> <u>また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、または防水壁等を組み合わせて対処する。</u></p> <p>(2) 風害対策</p> <p><u>各設備とも、計画・設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。</u></p> <p>(3) 塩害対策</p> <p><u>塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。</u></p> <p>ア 送電設備</p> <p><u>耐塩懸垂がいしの採用、がいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし洗浄を実施する。</u></p> <p>イ 変電設備</p> <p><u>耐塩用がいし、耐塩用ブッシング、活線がいし洗浄装置等を使用して対処するとともに、特に必要な箇所には、がいしにシリコン塗布を行う。</u></p> <p>ウ 配電設備</p> <p><u>耐塩用がいし、耐塩用変圧器および耐塩用開閉器等を使用して対処する。</u></p> <p>(4) 雪害対策</p> <p><u>雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。</u></p> <p>ア 水力発電設備</p> <p><u>雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。</u></p>	<p>関係機関の意見に基づく修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠
24		<p><u>イ 送電設備</u>  <u>鉄塔には、オフセットおよび耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。</u>  <u>また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。</u></p> <p><u>ウ 変電設備</u>  <u>機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。</u></p> <p><u>エ 配電設備</u>  <u>縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。</u></p> <p><u>(5) 雷害対策</u></p> <p><u>ア 送電設備</u>  <u>架空地線、避雷装置、アークホーンの設置および接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。</u>  <u>また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。</u></p> <p><u>イ 変電設備</u>  <u>耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。</u></p> <p><u>ウ 配電設備</u>  <u>襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。</u></p> <p><u>(6) 地盤沈下対策</u>  <u>地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。</u></p> <p><u>(7) 土砂崩れ対策</u>  <u>土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。</u>  <u>なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。</u></p>	関係機関の意見に基づく修正

頁	修正前	修正後	根拠
24	<p>2 電力の安定供給</p> <p>(1) 通信設備の確保</p> <p>ア 主要通信系統の2ルート化</p> <p>イ 健全回線への切替えによる応急連絡回線の確保</p> <p>ウ 通信用電源の確保</p> <p>エ 移動無線応援体制の整備</p> <p>オ 近畿地方非常通信協議会加入による地方各機関との相互協力</p> <p>(2) 電気施設予防点検</p> <p>電気設備に関する技術基準に定めるところに適合するように定期的に工作物の巡視、点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）及び自家用電気工作物を除く一般のお客さまの屋内電気設備の調査を行う。</p> <p>(3) 気象台との連携</p> <p>災害発生の予知について気象台等との連携を密にし的確な情報の入手に努める。</p>	<p>2 防災業務施設および設備等の整備</p> <p>(1) 観測、予報施設および設備</p> <p><u>局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。</u></p> <p>ア 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備</p> <p>イ 潮位、波高等の観測施設および設備</p> <p>ウ 地震動観測設備</p> <p>(2) 通信連絡施設および設備</p> <p>ア 通信連絡施設および設備の整備</p> <p><u>災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。</u></p> <p>(ア) 無線伝送設備</p> <p>a マイクロ波無線等の固定無線施設および設備</p> <p>b 移動無線設備</p> <p>c 衛星通信設備</p> <p>(イ) 有線伝送設備</p> <p>a 通信ケーブル</p> <p>b 電力線搬送設備</p> <p>c 通信線搬送設備、光搬送設備</p> <p>(ウ) 交換設備（防災関係機関との直通電話を含む。）</p> <p>(エ) IPネットワーク設備</p> <p>(オ) 通信用電源設備</p> <p>イ 情報収集伝達体制の強化</p> <p><u>夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、一斉連絡・安否確認システムを活用し確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。</u></p> <p>(3) 非常用電源設備</p> <p><u>本店、支社等および業務機関は、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。</u></p> <p><u>なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行なう。</u></p>	<p>関係機関の意見に基づく修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠
25	<p>3 公衆災害、二次災害の防止</p> <p>(1) 電気工作物の適正管理を推進するため、以下の対策を実施する。</p> <p>ア 樹木接触、看板接触等による漏電の防止措置</p> <p>イ 引込巡視、定期絶縁検査の計画実施</p> <p>ウ 不良電気設備（お客さま設備）の改修促進</p> <p>(2) 災害時における感電や火災等の公衆災害、二次災害を防止するため、平常時から以下の対策を実施し、お客さまの防災意識の向上に取り組む。</p> <p>ア テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びパンフレット、チラシ等の各種広報媒体を活用した電気保安上の注意点についての電気事故予防PR活動の実施</p> <p>イ 自家用、特別高圧需給のお客さまとの連絡協調体制の確立、保安上の注意喚起の実施</p>	<p>(4) <u>コンピューターシステム</u>  <u>コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。</u>  <u>特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震、火災対策および浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。</u></p> <p>(5) <u>その他災害復旧用施設および設備</u>  <u>重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電機設備等を確保し、整備・点検を行う。</u></p> <p>3 <u>電気事故の防止</u></p> <p>(1) <u>電気工作物の巡視、点検、調査等</u>  <u>電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。</u></p> <p>(2) <u>広報活動</u></p> <p>ア <u>電気事故防止PR</u>  <u>災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。</u>  <u>(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。</u>  <u>(イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。</u>  <u>(ウ) 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。</u>  <u>(エ) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。</u>  <u>(オ) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること及び電気工事店等で点検してから使用すること。</u>  <u>(カ) 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。</u>  <u>(キ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。</u>  <u>(ク) その他事故防止のため留意すべき事項。</u></p>	<p>関係機関の意見に基づく修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠
25	<p>4 資機材の確保・整備</p> <p>(1) 資機材の確保 本店、支店及び営業所その他の業務機関等は、地理的条件を考慮して、災害対策用資機材等の必要数を確保する。</p> <p>(2) 資機材の輸送 本店、支店及び営業所その他の業務機関等は、輸送力確保のため、運送業者、航空業者その他と協調して、輸送力確保に万全を期する。</p> <p>(3) 資機材の広域運営 災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため災害対策用資機材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、他電力会社と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。</p>	<p><u>イ PRの方法</u> 電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。</p> <p><u>ウ 停電関連</u> 自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設ならびに人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。</p> <p>4 災害対策用資機材等の確保及び整備</p> <p>(1) 災害対策用資機材の確保 本店、支社等及び業務機関は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。</p> <p>(2) 災害対策用資機材等の輸送 本店、支社等及び業務機関は、災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</p> <p>(3) 災害対策用資機材等の整備点検 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。</p> <p>(4) 災害対策用資機材等の広域運営 本店は、災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社及び電源開発株式会社等と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。</p> <p>(5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄 本店、支社等および業務機関は、食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。</p> <p>(6) 災害対策用資機材等の仮置場 災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時での借用交渉は、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。</p>	関係機関の意見に基づく修正
25	<p>5 防災訓練、防災教育の実施</p> <p>(1) 訓練の種類 ア 情報連絡訓練 イ 被害復旧訓練</p> <p>(2) 訓練の方法 ア 全社規模における総合訓練 イ 支店規模における総合又は部門別訓練 ウ 自治体等防災訓練への参加</p> <p>(3) 従業員の防災教育 関係法令集・各種パンフレットの配布、検討会・講演会の開催及び社内報への関連記事掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。</p>	<p>5 防災訓練、防災教育の実施</p> <p>(1) 防災教育 本店、支社等及び業務機関は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。</p>	

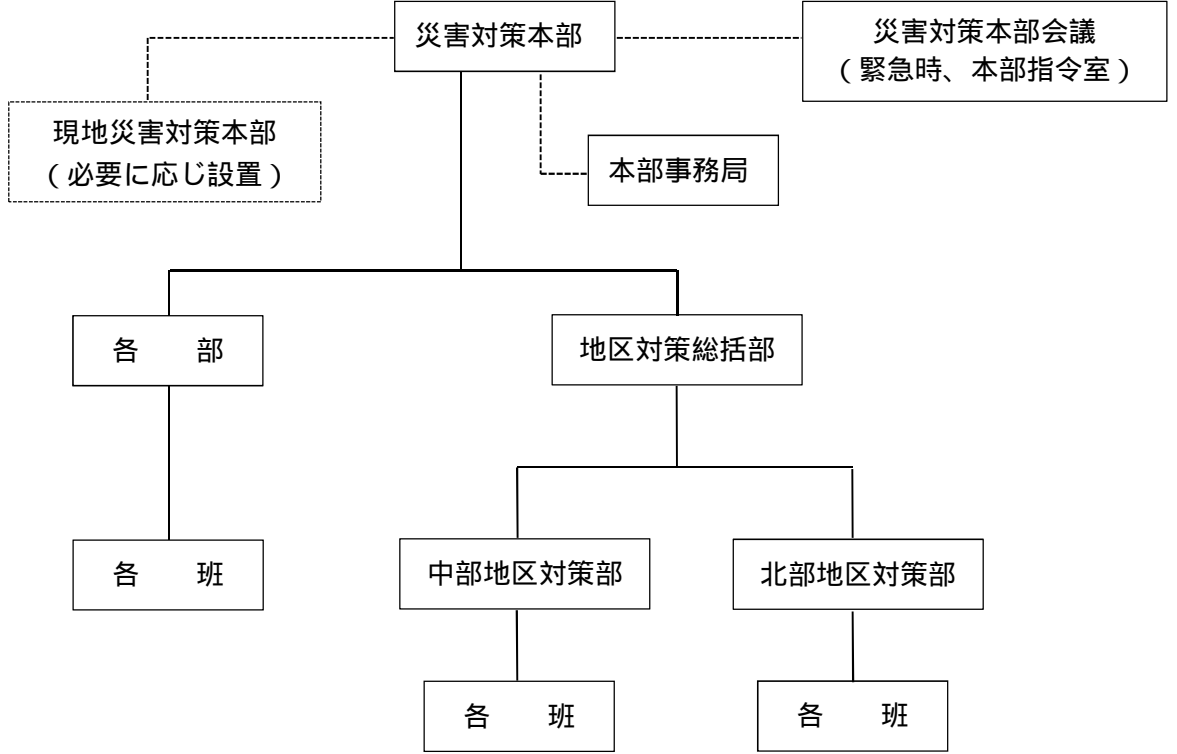
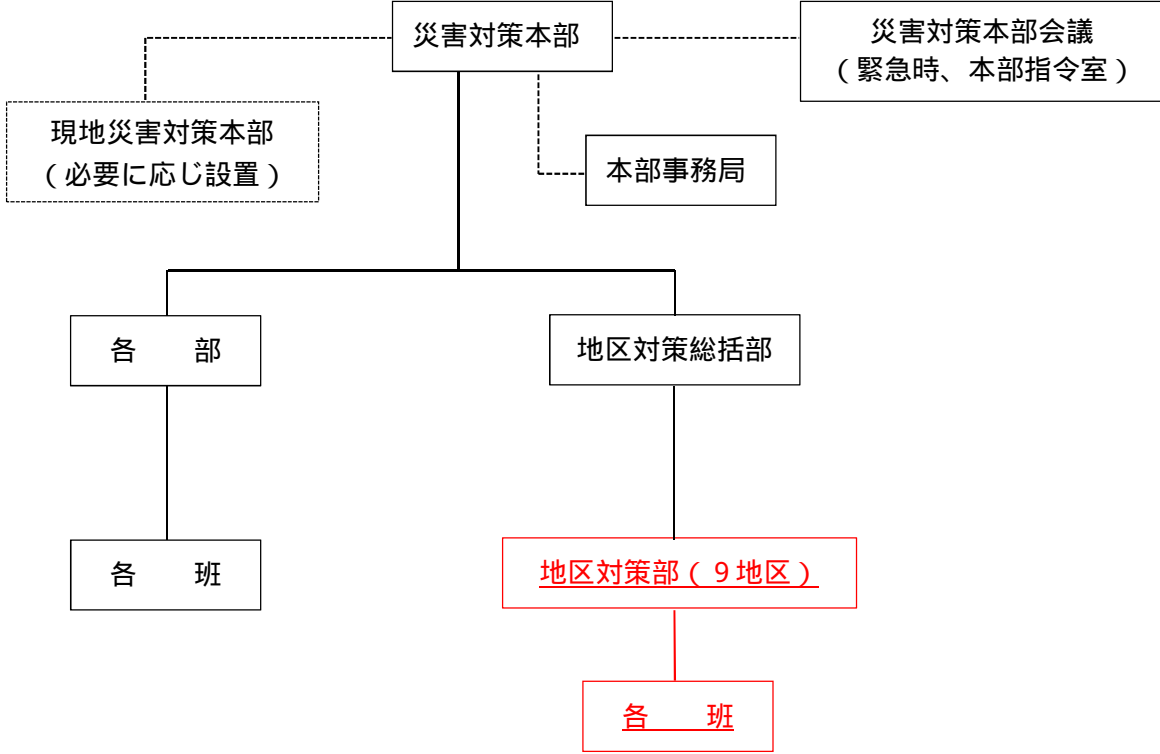
頁	修正前	修正後	根拠
26	<p>6 電力会社相互間の体制</p> <p>電力会社相互間の広域運営体制は、全国を東、中、西の3ブロックに分け、それぞれの地域に協議会を設置するとともに、全国組織として中央電力協議会を設置している。</p> <p>(関西電力(株)は、中央電力協議会に参加するとともに、中部電力(株)、北陸電力(株)、電源開発(株)とともに中地域電力協議会を組織)</p> <p>非常災害時における被害に対し、広域運営の趣旨に則り、復旧応援要綱を定め、災害復旧、資材の相互融通、移動無線局の応援、復旧要員の応援並びにあっせん等を行い、電気工作物を早期に復旧し、社会に対する電気事業本来の責務を遂行できるよう対処する。</p>	<p>(2) 防災訓練</p> <p><u>本店、支社等及び業務機関は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。</u></p> <p><u>また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。</u></p> <p>6 他電力会社等との協調</p> <p><u>他電力会社、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関(以下、「広域機関」という。)、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。</u></p>	<p>関係機関の意見に基づく修正</p>
36	<p>第1章 防災基盤の整備</p> <p>第9節 避難体制の整備</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難を余儀なくされた住民を安全な場所へ誘導、収容し、人的な被害を防止する体制の整備を図る。</p> <p>1 、 (省略)</p> <p>7 (新設)</p>	<p>第1章 防災基盤の整備</p> <p>第9節 避難体制の整備</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難を余儀なくされた住民を安全な場所へ誘導、収容し、人的な被害を防止する体制の整備を図る。</p> <p>1 、 (省略)</p> <p>7</p> <p>8 原子力災害に係る広域避難に対する備え</p> <p><u>原子力災害に係る福井県からの広域避難については、平成26年3月に関西広域連合において「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」が策定され、福井県おおい町からの広域避難者を本市で受入れることとなっている。</u></p> <p><u>避難手段の確保やスクリーニング実施体制等の課題が残されているため、今後、対策の早期具体化を国、関西広域連合、兵庫県、福井県等に対して要請し、本市における体制を整備する。</u></p>	<p>原子力災害に係る広域避難対策を新規記載</p>

頁	修正前	修正後	根拠
41	<p>第2章 防災行動力の向上 第1節 防災組織の強化 第4款 業務継続計画（BCP）の整備</p> <p>大規模な災害が発生し本市が被災した場合、災害応急・復旧復興業務に加え、災害時でも継続が求められる業務を実施するため、業務継続計画（BCP）を整備し、通常業務に関する優先業務の選定等を行い、災害応急業務及び重要業務を早期に実施できる体制を構築する。</p>	<p>第2章 防災行動力の向上 第1節 防災組織の強化 第4款 業務継続計画（BCP）の整備</p> <p>大規模な災害が発生し本市が被災した場合、災害応急・復旧復興業務に加え、災害時でも継続が求められる業務を実施するため、業務継続計画（BCP）を整備し、災害応急業務及び重要業務を早期に実施できる体制を構築する。</p> <p><u>業務継続計画の整備にあたっては、以下の特に重要な6要素について定めておくこととする。</u></p> <p><u>特に重要な6要素</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</u></li> <li><u>2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</u></li> <li><u>3 電気・水・食料等の確保</u></li> <li><u>4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</u></li> <li><u>5 重要な行政データのバックアップ</u></li> <li><u>6 非常時優先業務の整理</u></li> </ol>	防災基本計画及び兵庫県地域防災計画に基づく修正
41	<p>第2節 市職員に対する研修・訓練の実施 第1款 職員に対する防災研修の実施</p> <p>市職員の防災・危機管理意識向上のため、学識経験者等を講師とした研修会を開催するほか、防災に対する講習会・シンポジウム等への職員の積極的な参加を図り、災害対策要員の対応能力の向上に努めることとする。</p> <p>また、市職員は、それぞれの業務を通じてのほか、研修会や現地調査等を実施するなど防災知識の習熟等に努めることとする。</p>	<p>第2節 市職員等に対する研修・訓練の実施 第1款 防災研修の実施</p> <p>市職員の防災・危機管理意識向上のため、学識経験者等を講師とした研修会を開催するほか、防災に対する講習会・シンポジウム等への職員の積極的な参加を図り、災害対策要員の対応能力の向上に努めることとする。</p> <p>市職員は、それぞれの業務を通じてのほか、研修会や現地調査等を実施するなど防災知識の習熟等に努めることとする。</p> <p><u>また、国、県及び関係省庁が連携して実施する市長及び幹部職員を対象とした研修に積極的な参加を図り、市の災害対応能力の向上に努めることとする。</u></p>	防災基本計画修正に基づく修正
53	<p>第2章 防災行動力の向上 第6節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第1款 ボランティアの育成等</p> <p>3 災害ボランティア活動の環境整備 災害ボランティア活動の一層の振興を図るため、<u>川西市社会福祉協議会</u>が作成した災害ボランティアのための災害ボランティアセンターマニュアルの改訂やボランティア活動保険の加入及び内容の充実、災害ボランティアのネットワークづくりに努める。</p>	<p>第2章 防災行動力の向上 第6節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第1款 ボランティアの育成等</p> <p>3 災害ボランティア活動の環境整備 災害ボランティア活動の一層の振興を図るため、<u>市社会福祉協議会</u>が作成した災害ボランティアのための災害ボランティアセンターマニュアルの改訂やボランティア活動保険の加入及び内容の充実、災害ボランティアのネットワークづくりに努める。</p>	関係機関の意見に基づく修正



頁	修正前	修正後	根拠
54	<p>第3章 備蓄体制等の整備 第1節 非常用物資の備蓄 第2款 食糧</p> <p>1 (省略) 2 (省略) 3 備蓄食糧の数量 備蓄食糧の数量は、コミュニティ域又は小・中学校区レベルで被災者の1日分相当量を現物で備蓄し、さらに市域レベルで1日分相当量を現物又は流通在庫で備蓄するよう努める。 また、乳幼児、高齢者、医療施設・社会福祉施設の入所者等にも配慮する。</p>	<p>第3章 備蓄体制等の整備 第1節 非常用物資の備蓄 第2款 食糧</p> <p>1 (省略) 2 (省略) 3 <u>備蓄目標</u> 備蓄食糧の数量は、コミュニティ域又は小・中学校区レベルで被災者の1日分相当量を現物で備蓄し、さらに市域レベルで1日分相当量を現物又は流通在庫で備蓄するよう努める。 また、乳幼児、高齢者、医療施設・社会福祉施設の入所者等にも配慮する。 <u>備蓄目標については、地震災害対策計画編、第2編 災害予防計画、第3章 備蓄体制等の整備、第1節 非常用物資の備蓄、第2款 食糧のとおり。</u></p>	備蓄の考え方の整理による修正
55	<p>第3章 備蓄体制等の整備 第1節 非常用物資の備蓄 第3款 飲料水</p> <p>1 (省略) 2 供給目標数量 災害発生直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3ℓを給水することを目安に、給水体制を整備することとする。</p>	<p>第3章 備蓄体制等の整備 第1節 非常用物資の備蓄 第3款 飲料水</p> <p>1 (省略) 2 供給目標 災害発生直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3ℓを給水することを目安に、給水体制を整備することとする。</p>	備蓄の考え方の整理による修正

頁	修正前	修正後	根拠																												
56	<p>第3章 備蓄体制等の整備 第1節 非常用物資の備蓄 第4款 生活必需物資</p> <p>2 備蓄の主な品目</p> <table border="1" data-bbox="299 489 1308 867"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>特 に 必 要 な 品 目 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝 具</td> <td>毛布、布団、タオルケットなど</td> </tr> <tr> <td>外 衣 ・ 肌 着</td> <td>洋服、作業衣、子供服、シャツ、パンツなど</td> </tr> <tr> <td>身 の 回 り 品</td> <td>タオル、クツ下、傘など</td> </tr> <tr> <td>炊 事 道 具 ・ 食 器</td> <td>鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸、哺乳瓶など</td> </tr> <tr> <td>日 用 品</td> <td>トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつ(大人用、幼児用)、ちり紙 など</td> </tr> <tr> <td>光 熱 材 料 等</td> <td>懐中電灯、乾電池、マッチ、プロパンガスなど</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 備蓄物資の数量 備蓄物資の数量は災害発生後、被災者の当分の生活に必要な相当量を目標とする。 また、物品によっては要配慮者などの対象者や用途を考慮して数量を見積もる。</p>	区 分	特 に 必 要 な 品 目 例	寝 具	毛布、布団、タオルケットなど	外 衣 ・ 肌 着	洋服、作業衣、子供服、シャツ、パンツなど	身 の 回 り 品	タオル、クツ下、傘など	炊 事 道 具 ・ 食 器	鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸、哺乳瓶など	日 用 品	トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつ(大人用、幼児用)、ちり紙 など	光 熱 材 料 等	懐中電灯、乾電池、マッチ、プロパンガスなど	<p>第3章 備蓄体制等の整備 第1節 非常用物資の備蓄 第4款 生活必需物資</p> <p>2 備蓄の主な品目</p> <table border="1" data-bbox="1501 489 2510 867"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>特 に 必 要 な 品 目 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝 具</td> <td>毛布、布団、タオルケットなど</td> </tr> <tr> <td>外 衣 ・ 肌 着</td> <td>洋服、作業衣、子供服、シャツ、パンツなど</td> </tr> <tr> <td>身 の 回 り 品</td> <td>タオル、クツ下、傘など</td> </tr> <tr> <td>炊 事 道 具 ・ 食 器</td> <td>鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸、哺乳瓶など</td> </tr> <tr> <td>日 用 品</td> <td>トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、<u>歯ブラシ</u>、紙おむつ(大人用、幼児用)、ちり紙 など</td> </tr> <tr> <td>光 熱 材 料 等</td> <td>懐中電灯、乾電池、マッチ、プロパンガスなど</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 備蓄目標 備蓄物資の数量は災害発生後、被災者の当分の生活に必要な相当量を目標とする。 また、物品によっては要配慮者などの対象者や用途を考慮して数量を見積もる。</p>	区 分	特 に 必 要 な 品 目 例	寝 具	毛布、布団、タオルケットなど	外 衣 ・ 肌 着	洋服、作業衣、子供服、シャツ、パンツなど	身 の 回 り 品	タオル、クツ下、傘など	炊 事 道 具 ・ 食 器	鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸、哺乳瓶など	日 用 品	トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、 <u>歯ブラシ</u> 、紙おむつ(大人用、幼児用)、ちり紙 など	光 熱 材 料 等	懐中電灯、乾電池、マッチ、プロパンガスなど	<p>所管課の意見に基づく修正</p> <p>備蓄の考え方の整理による修正</p>
区 分	特 に 必 要 な 品 目 例																														
寝 具	毛布、布団、タオルケットなど																														
外 衣 ・ 肌 着	洋服、作業衣、子供服、シャツ、パンツなど																														
身 の 回 り 品	タオル、クツ下、傘など																														
炊 事 道 具 ・ 食 器	鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸、哺乳瓶など																														
日 用 品	トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつ(大人用、幼児用)、ちり紙 など																														
光 熱 材 料 等	懐中電灯、乾電池、マッチ、プロパンガスなど																														
区 分	特 に 必 要 な 品 目 例																														
寝 具	毛布、布団、タオルケットなど																														
外 衣 ・ 肌 着	洋服、作業衣、子供服、シャツ、パンツなど																														
身 の 回 り 品	タオル、クツ下、傘など																														
炊 事 道 具 ・ 食 器	鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸、哺乳瓶など																														
日 用 品	トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、 <u>歯ブラシ</u> 、紙おむつ(大人用、幼児用)、ちり紙 など																														
光 熱 材 料 等	懐中電灯、乾電池、マッチ、プロパンガスなど																														
57	<p>第3章 備蓄体制等の整備 第1節 非常用物資の備蓄 (新設)</p>	<p>第3章 備蓄体制等の整備 第1節 非常用物資の備蓄 第5款 市民等への啓発</p> <p>1 市民 <u>広報誌や出前講座、自主防災組織の活動等を通じ、災害用の食糧品や飲料水等を特別に購入しなくとも、普段から購入している食料品、ペットボトル飲料水や生活必需品等を上手に活用し、各家庭で3日以上上の備蓄を推進する。</u></p> <p>2 地域 <u>自主防災組織等が主催する防災訓練や関連行事において、公的備蓄物資の紹介や炊き出し方法等の説明を行い、災害時において地域が自主的に活動できるよう、防災意識の高揚及び情報の共有化を行う。</u></p> <p>3 事業所等 <u>災害時における従業員との連絡方法を定め、3日以上上の食糧品や飲料水等の備蓄を推進する。また、近隣住民と連携することも防災力の向上に欠かせないことから、日頃から自主防災組織が主催する防災訓練等に参加するなど、相互に連携できる体制の構築を推進する。</u></p>	<p>備蓄の考え方の整理による修正</p>																												

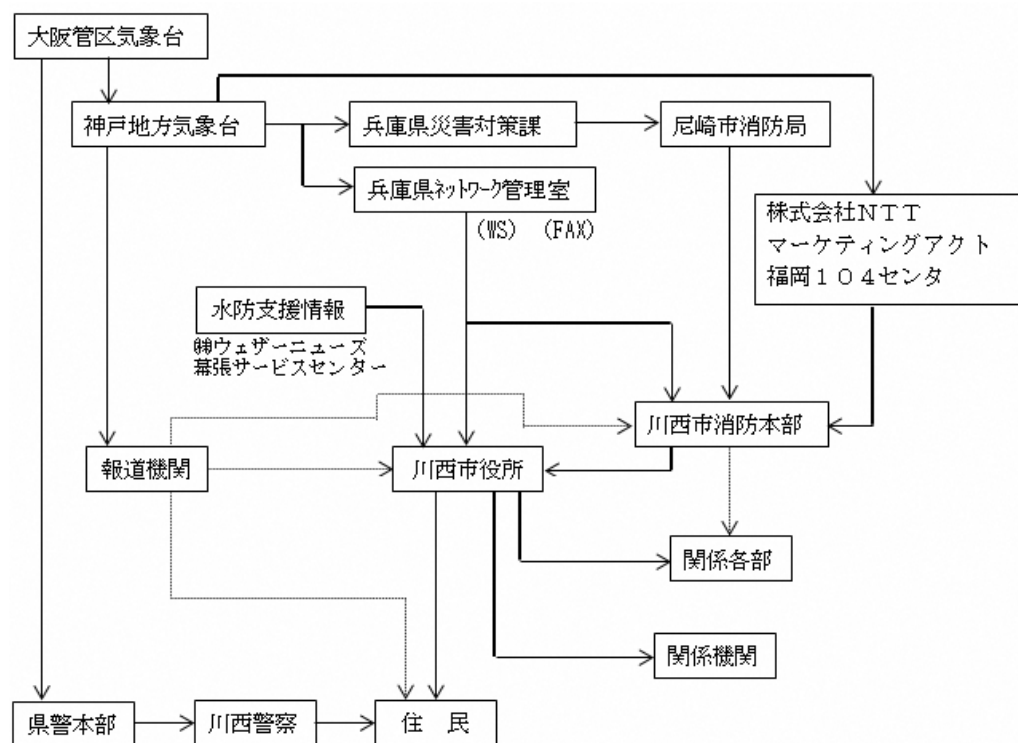
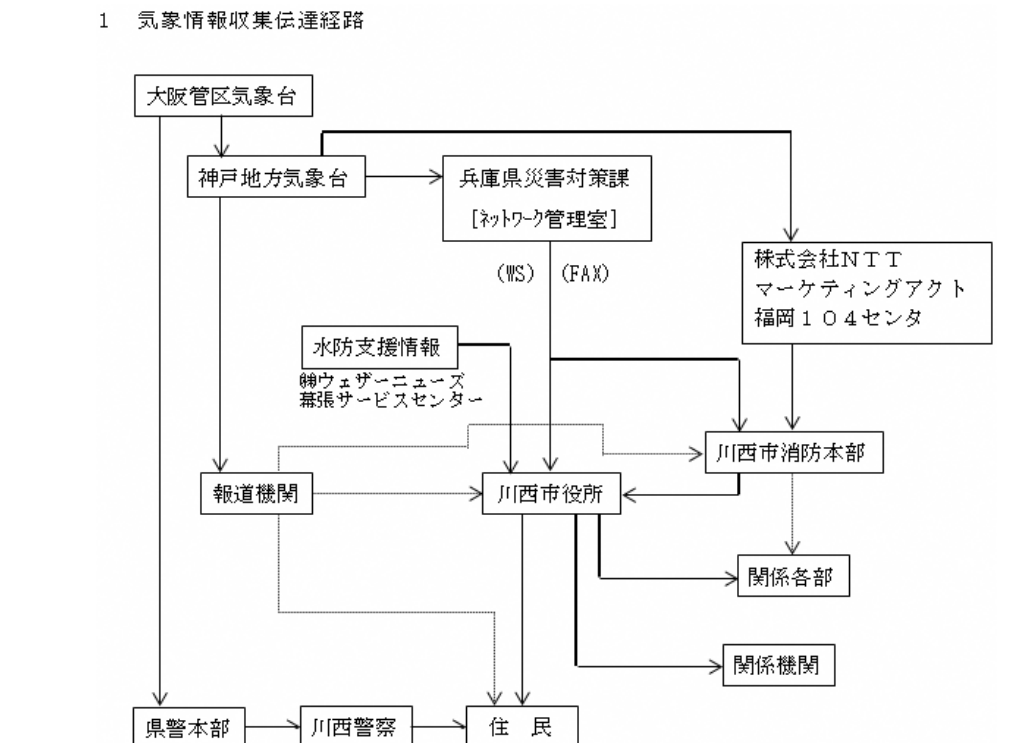
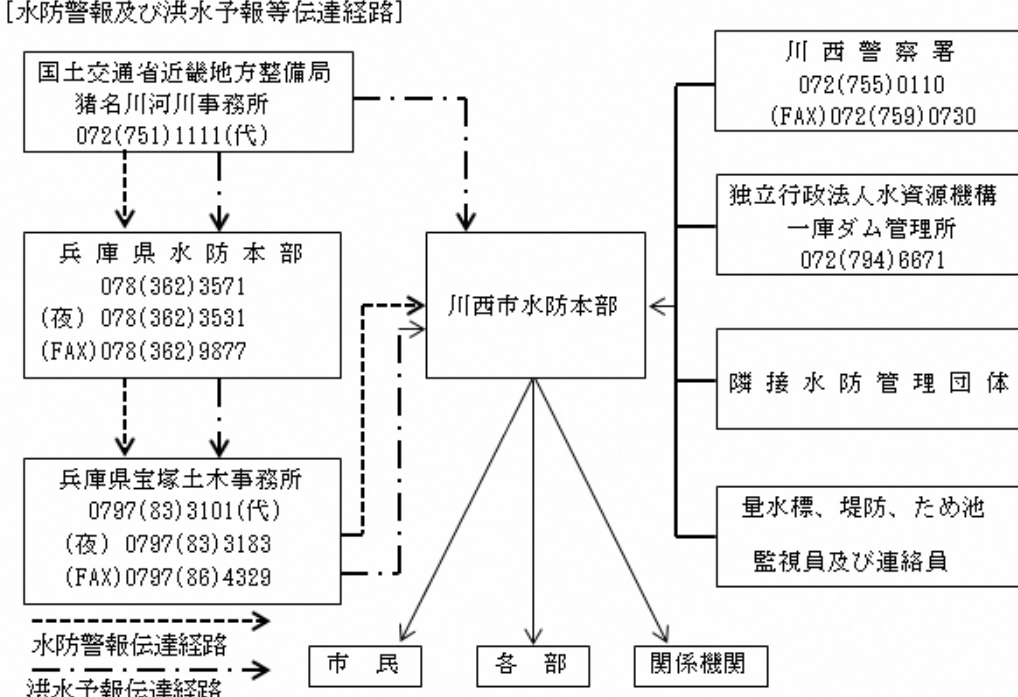
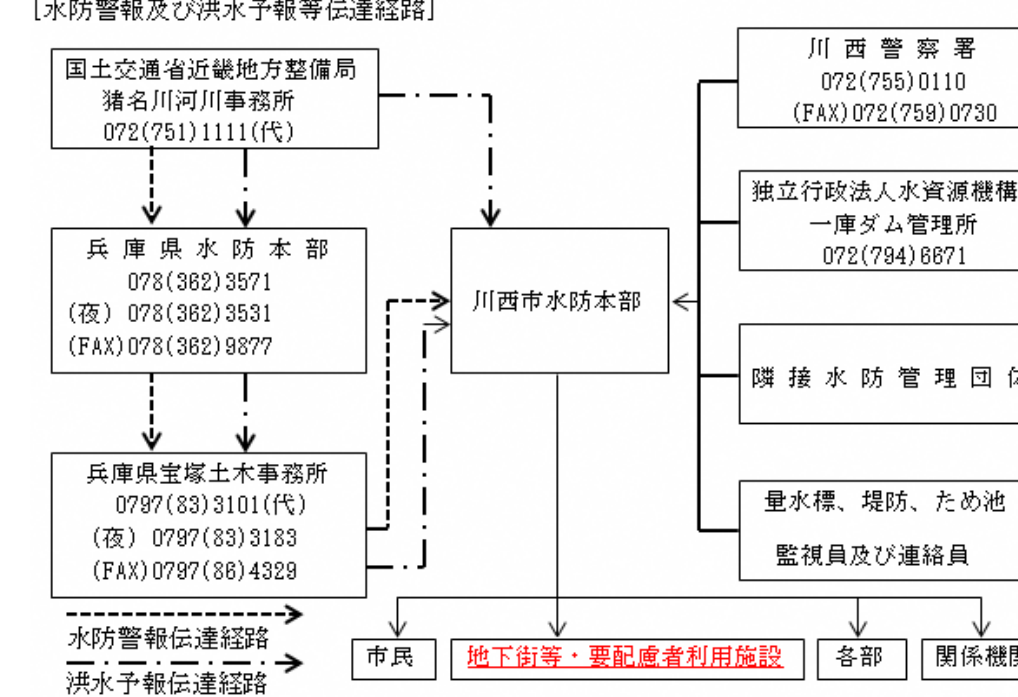
頁	修正前	修正後	根拠
61	<p>第3編 災害応急対策計画  第1章 防災組織計画  第1節 応急活動計画  第2款 災害対策本部</p> <p>2 本部の組織体系  風水害等の災害における組織体系は下記のとおりとするが、局地的災害等にあつては中部、北部地区対策部は設置しない場合がある。</p> <p>〔風水害等に対する組織体系〕</p> 	<p>第3編 災害応急対策計画  第1章 防災組織計画  第1節 応急活動計画  第2款 災害対策本部</p> <p>2 本部の組織体系  風水害等の災害における組織体系は下記のとおりとするが、局地的災害等にあつては<u>地区対策部</u>は設置しない場合がある。</p> <p>〔風水害等に対する組織体系〕</p> 	川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正

頁	修正前	修正後	根拠																															
62	<p>第1章 防災組織計画 第1節 応急活動計画 第2款 災害対策本部</p> <p>4 本部等の設置場所 (1) 本部は川西市役所内に設置する。 なお、市庁舎が被災し、本部を設置できないときは、その都度最寄りの公共施設等に設置する。 (2) 中部及び北部地区対策部は、次の場所に設置する。 なお、中部又は北部地区対策部の施設が被災し、地区対策部が設置できないときはその都度最寄りの公共施設等に設置する。</p> <table border="1" data-bbox="421 816 1202 1062"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>地区対策部名</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地区対策総括部</td> <td>中部地区対策部</td> <td>多田公民館</td> </tr> <tr> <td>北部地区対策部</td> <td>東谷公民館</td> </tr> </tbody> </table>	部名	地区対策部名	設置場所	地区対策総括部	中部地区対策部	多田公民館	北部地区対策部	東谷公民館	<p>第1章 防災組織計画 第1節 応急活動計画 第2款 災害対策本部</p> <p>4 本部等の設置場所 (1) 本部は川西市役所内に設置する。 なお、市庁舎が被災し、本部を設置できないときは、その都度最寄りの公共施設等に設置する。 (2) <u>地区対策部</u>は、次の場所に設置する。 なお、<u>地区対策部</u>の施設が被災し、地区対策部が設置できないときは、その都度最寄りの公共施設等に設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1584 837 2264 1551"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>地区対策部名</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">地区 対策 総 括 部</td> <td><u>東谷地区対策部</u></td> <td>東谷公民館</td> </tr> <tr> <td><u>北陵地区対策部</u></td> <td>北陵公民館</td> </tr> <tr> <td><u>多田地区対策部</u></td> <td>多田公民館</td> </tr> <tr> <td><u>緑台地区対策部</u></td> <td>緑台公民館</td> </tr> <tr> <td><u>清和台地区対策部</u></td> <td>清和台公民館</td> </tr> <tr> <td><u>けやき坂地区対策部</u></td> <td>けやき坂公民館</td> </tr> <tr> <td><u>明峰地区対策部</u></td> <td>明峰公民館</td> </tr> <tr> <td><u>中央地区対策部</u></td> <td>中央公民館</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>南地区対策部</u></td> <td>川西南公民館</td> </tr> </tbody> </table>	部名	地区対策部名	設置場所	地区 対策 総 括 部	<u>東谷地区対策部</u>	東谷公民館	<u>北陵地区対策部</u>	北陵公民館	<u>多田地区対策部</u>	多田公民館	<u>緑台地区対策部</u>	緑台公民館	<u>清和台地区対策部</u>	清和台公民館	<u>けやき坂地区対策部</u>	けやき坂公民館	<u>明峰地区対策部</u>	明峰公民館	<u>中央地区対策部</u>	中央公民館		<u>南地区対策部</u>	川西南公民館	川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正
部名	地区対策部名	設置場所																																
地区対策総括部	中部地区対策部	多田公民館																																
	北部地区対策部	東谷公民館																																
部名	地区対策部名	設置場所																																
地区 対策 総 括 部	<u>東谷地区対策部</u>	東谷公民館																																
	<u>北陵地区対策部</u>	北陵公民館																																
	<u>多田地区対策部</u>	多田公民館																																
	<u>緑台地区対策部</u>	緑台公民館																																
	<u>清和台地区対策部</u>	清和台公民館																																
	<u>けやき坂地区対策部</u>	けやき坂公民館																																
	<u>明峰地区対策部</u>	明峰公民館																																
	<u>中央地区対策部</u>	中央公民館																																
	<u>南地区対策部</u>	川西南公民館																																

頁	修正前	修正後	根拠
63	<p>第1章 防災組織計画 第1節 応急活動計画 第2款 災害対策本部</p> <p>7 災害対策本部の組織及び運営 川西市災害対策本部の組織及び運営については、川西市災害対策本部条例並びに川西市災害対策本部設置要綱の定めるところによる。 なお、災害対策本部を設置したときは、災害時に法令等に基づき他に設置されている水防本部等を災害対策本部に吸収し、組織の一元化を図る。</p> <p>(1) 災害対策本部の組織</p>	<p>第1章 防災組織計画 第1節 応急活動計画 第2款 災害対策本部</p> <p>7 災害対策本部の組織及び運営 川西市災害対策本部の組織及び運営については、川西市災害対策本部条例並びに川西市災害対策本部設置要綱の定めるところによる。 なお、災害対策本部を設置したときは、災害時に法令等に基づき他に設置されている水防本部等を災害対策本部に吸収し、組織の一元化を図る。</p> <p>(1) 災害対策本部の組織</p>	<p>川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠
72	<p>第2章 情報収集・伝達計画 第1節 災害情報通信計画</p> <p>1 情報通信体系</p> <p>兵庫早川西警察署 755-0110</p> <p>目黒隊第3銃器司令部(第3部防衛班) 781-0021 (内線 3734,3735 夜間司令部当直3301)</p> <p>自衛隊第36普通科連隊 782-0001 (内線 4031, 4032 夜間当直 4004)</p> <p>国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所 751-1111</p> <p>独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所 794-6671</p> <p>日本赤十字社兵庫支部 078-241-1499</p> <p>関西電力宝塚技術サービスセンター 0797-85-0106</p> <p>大阪ガス導管事業部兵庫導管部 078-303-7725</p> <p>NTT西日本兵庫支店 078-393-9440</p> <p>JR西日本川西池田駅 759-4360 阪急電鉄川西能勢口駅 758-9806 能勢電鉄鉄道事業部 運転車両グループ 792-7717 阪急バス清和台営業所 799-0154</p> <p>西日本高速道路(株) 神戸(管)防災対策室 078-904-4595 吹田管理事務所 06-6877-4855</p> <p>日本通運阪神支店 759-1551</p> <p>兵庫早宝塚土木事務所 0797-83-3101</p> <p>河川情報センター 06-6944-2711</p> <p>NHK神戸放送局 毎日放送 5㍶ 関西 関西テレビ放送 カレバビジョン 読売テレビ放送 神戸エフエム放送 大阪放送(5㍶ 大阪) FM802 (FM・CO・OO・LO) 朝日放送 J-COM宝塚・川西</p> <p>兵庫県災害対策本部 (衛星回線専用回線)</p> <p>大阪管区气象台 神戸地方气象台</p> <p>川西市災害対策本部</p> <p>川西市消防本部 (消防署・消防団)</p> <p>住民・避難所・事業所等</p>	<p>第2章 情報収集・伝達計画 第1節 災害情報通信計画</p> <p>1 情報通信体系</p> <p>兵庫早川西警察署 755-0110</p> <p>目黒隊第3銃器司令部(第3部防衛班) 781-0021 (内線 3734,3735 夜間司令部当直3301)</p> <p>自衛隊第36普通科連隊 782-0001 (内線 4031, 4032 夜間当直 4004)</p> <p>国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所 751-1111</p> <p>独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所 794-6671</p> <p>日本赤十字社兵庫支部 078-241-1499</p> <p>関西電力宝塚技術サービスセンター 0797-85-0106</p> <p>大阪ガス導管事業部兵庫導管部 078-303-7725</p> <p>NTT西日本兵庫支店 078-393-9440</p> <p>JR西日本川西池田駅 759-4360 阪急電鉄川西能勢口駅 758-9806 能勢電鉄鉄道事業部 運転車両グループ 792-7717 阪急バス清和台営業所 799-0154</p> <p>西日本高速道路(株) 神戸(管)防災対策室 078-904-4595 吹田管理事務所 06-6877-4855</p> <p>日本通運阪神支店 759-1551</p> <p>兵庫早宝塚土木事務所 0797-83-3101</p> <p>河川情報センター 06-6944-2711</p> <p>NHK神戸放送局 毎日放送 5㍶ 関西 関西テレビ放送 カレバビジョン 読売テレビ放送 神戸エフエム放送 大阪放送(5㍶ 大阪) FM802 (FM・CO・OO・LO) 朝日放送 J-COM宝塚・川西</p> <p>兵庫県災害対策本部 (衛星回線専用回線)</p> <p>大阪管区气象台 神戸地方气象台</p> <p>川西市災害対策本部</p> <p>川西市消防本部 (消防署・消防団)</p> <p>住民・避難所・事業所等</p>	関係機関の意見に基づく修正

頁	修正前	修正後	根拠																																
74	<p>第2章 情報収集・伝達計画 第1節 災害情報通信計画</p> <p>3 外部機関等との情報通信手段 ウ 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム 情報交換の円滑化及び救急救護活動を支援する防災システムとして活用する。 このシステムは平常業務にも利用できるもので、県が市町・消防本部、関係公共機関を結び迅速、的確な応急対応を図るシステムになっている。</p> <p>(ア) 省略 (イ) 主な機能</p> <table border="1" data-bbox="246 726 1347 1255"> <thead> <tr> <th>システムの名称</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震観測システム</td> <td>県下に設置した計測震度計からの情報を収集する。</td> </tr> <tr> <td>観測情報集配信システム</td> <td>気象庁、(株)ウェザーニューズからの地震情報を収集・蓄積した情報を県庁、県地方機関及び市町に設置している防災WSに提供する。</td> </tr> <tr> <td>被害予測システム</td> <td>地震情報をもとに被害予測を行う。</td> </tr> <tr> <td>災害情報システム</td> <td>市町等からの各種被害情報を集計・統計処理し、地図上に表示する。</td> </tr> <tr> <td>災害情報交換システム</td> <td>インターネット等の各種情報交換機能により情報の提供を行う。</td> </tr> <tr> <td>防災コミュニケーション支援システム</td> <td>電子メール機能、電子掲示板機能、ファイル共有機能を提供する。</td> </tr> </tbody> </table>	システムの名称	内 容	地震観測システム	県下に設置した計測震度計からの情報を収集する。	観測情報集配信システム	気象庁、(株)ウェザーニューズからの地震情報を収集・蓄積した情報を県庁、県地方機関及び市町に設置している防災WSに提供する。	被害予測システム	地震情報をもとに被害予測を行う。	災害情報システム	市町等からの各種被害情報を集計・統計処理し、地図上に表示する。	災害情報交換システム	インターネット等の各種情報交換機能により情報の提供を行う。	防災コミュニケーション支援システム	電子メール機能、電子掲示板機能、ファイル共有機能を提供する。	<p>第2章 情報収集・伝達計画 第1節 災害情報通信計画</p> <p>3 外部機関等との情報通信手段 ウ 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム 情報交換の円滑化及び救急救護活動を支援する防災システムとして活用する。 このシステムは平常業務にも利用できるもので、県が市町・消防本部、関係公共機関を結び迅速、的確な応急対応を図るシステムになっている。</p> <p>(ア) 省略 (イ) 主な機能</p> <table border="1" data-bbox="1448 726 2549 1923"> <thead> <tr> <th>システムの名称</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁のシステム(アデス・防災情報提供システム等)に接続し、気象・地震情報を入手</li> <li>・気象情報配信事業者から気象情報を入手</li> <li>・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手</li> <li>・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手</li> <li>・ヘリコプターテレビ電送システム(ヘリテレ)により消防防災ヘリのカメラ映像を入手</li> <li>・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手</li> <li>・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>危機管理システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示</li> <li>・ポップアップシステム</li> <li>・活動状況をデータベースとして記録・管理</li> <li>・物資情報を管理</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>災害情報システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録</li> <li>・被害・活動状況の報告・共有</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>地理情報システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所等の基礎情報の事前登録</li> <li>・被害状況等をフェニックス防災端末から入力</li> <li>・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ(被害詳細、画像等)を検索・表示</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>映像・文字情報システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示</li> <li>・各種防災情報・地図等を表示</li> <li>・大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>ネットワークシステム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。</li> <li>・防災専用VPNをネットワーク上に構築</li> <li>・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置</li> <li>・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>バックアップセンター</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>災害対応支援システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	システムの名称	内 容	情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁のシステム(アデス・防災情報提供システム等)に接続し、気象・地震情報を入手</li> <li>・気象情報配信事業者から気象情報を入手</li> <li>・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手</li> <li>・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手</li> <li>・ヘリコプターテレビ電送システム(ヘリテレ)により消防防災ヘリのカメラ映像を入手</li> <li>・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手</li> <li>・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手</li> </ul>	危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示</li> <li>・ポップアップシステム</li> <li>・活動状況をデータベースとして記録・管理</li> <li>・物資情報を管理</li> </ul>	災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録</li> <li>・被害・活動状況の報告・共有</li> </ul>	地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所等の基礎情報の事前登録</li> <li>・被害状況等をフェニックス防災端末から入力</li> <li>・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ(被害詳細、画像等)を検索・表示</li> </ul>	映像・文字情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示</li> <li>・各種防災情報・地図等を表示</li> <li>・大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示</li> </ul>	ネットワークシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。</li> <li>・防災専用VPNをネットワーク上に構築</li> <li>・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置</li> <li>・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</li> </ul>	バックアップセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する。</li> </ul>	災害対応支援システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。</li> </ul>	
システムの名称	内 容																																		
地震観測システム	県下に設置した計測震度計からの情報を収集する。																																		
観測情報集配信システム	気象庁、(株)ウェザーニューズからの地震情報を収集・蓄積した情報を県庁、県地方機関及び市町に設置している防災WSに提供する。																																		
被害予測システム	地震情報をもとに被害予測を行う。																																		
災害情報システム	市町等からの各種被害情報を集計・統計処理し、地図上に表示する。																																		
災害情報交換システム	インターネット等の各種情報交換機能により情報の提供を行う。																																		
防災コミュニケーション支援システム	電子メール機能、電子掲示板機能、ファイル共有機能を提供する。																																		
システムの名称	内 容																																		
情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁のシステム(アデス・防災情報提供システム等)に接続し、気象・地震情報を入手</li> <li>・気象情報配信事業者から気象情報を入手</li> <li>・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手</li> <li>・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手</li> <li>・ヘリコプターテレビ電送システム(ヘリテレ)により消防防災ヘリのカメラ映像を入手</li> <li>・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手</li> <li>・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手</li> </ul>																																		
危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示</li> <li>・ポップアップシステム</li> <li>・活動状況をデータベースとして記録・管理</li> <li>・物資情報を管理</li> </ul>																																		
災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録</li> <li>・被害・活動状況の報告・共有</li> </ul>																																		
地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所等の基礎情報の事前登録</li> <li>・被害状況等をフェニックス防災端末から入力</li> <li>・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ(被害詳細、画像等)を検索・表示</li> </ul>																																		
映像・文字情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示</li> <li>・各種防災情報・地図等を表示</li> <li>・大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示</li> </ul>																																		
ネットワークシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。</li> <li>・防災専用VPNをネットワーク上に構築</li> <li>・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置</li> <li>・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</li> </ul>																																		
バックアップセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する。</li> </ul>																																		
災害対応支援システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。</li> </ul>																																		

頁	修正前	修正後	根拠
77	<p>第2章 情報収集・伝達計画 第2節 気象情報収集伝達計 1 気象情報収集伝達経路</p> 	<p>第2章 情報収集・伝達計画 第2節 気象情報収集伝達計 1 気象情報収集伝達経路</p> <p>1 気象情報収集伝達経路</p> 	兵庫県地域防災計画修正に基づく修正
81	<p>第2章 情報収集・伝達計画 第2節 気象情報収集伝達計画 5 水防警報・洪水予報</p> <p>[水防警報及び洪水予報等伝達経路]</p> 	<p>第2章 情報収集・伝達計画 第2節 気象情報収集伝達計画 5 水防警報・洪水予報</p> <p>[水防警報及び洪水予報等伝達経路]</p> 	洪水予報の伝達先の追加



頁	修正前	修正後	根拠																																								
84	<p>第2章 情報収集・伝達計画  第3節 被害状況等収集報告計画  第1款 被害状況等の収集、報告</p> <p>3 被害状況等の調査</p> <table border="1" data-bbox="299 485 1294 1178"> <thead> <tr> <th>担当部等</th> <th>調査事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対策部</td> <td>・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎） ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>・福祉施設の被害 ・医療関係被害等の状況（医療施設等）</td> </tr> <tr> <td>避難部</td> <td>・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等）</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>・環境衛生施設の被害</td> </tr> <tr> <td>土木・住宅技術部</td> <td>・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・農林関係の被害 ・河川関係施設の被害 ・公共建築物等の被害</td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>・上下水道施設の被害</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>・消防関係の被害（火災・救急・救助）</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>・文教関係の被害（学校・社会教育施設等）</td> </tr> <tr> <td>各部共通</td> <td>・各部所管の施設等の被害</td> </tr> </tbody> </table>	担当部等	調査事項等	対策部	・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎） ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害	福祉部	・福祉施設の被害 ・医療関係被害等の状況（医療施設等）	避難部	・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等）	環境部	・環境衛生施設の被害	土木・住宅技術部	・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・農林関係の被害 ・河川関係施設の被害 ・公共建築物等の被害	上下水道部	・上下水道施設の被害	消防部	・消防関係の被害（火災・救急・救助）	教育部	・文教関係の被害（学校・社会教育施設等）	各部共通	・各部所管の施設等の被害	<p>第2章 情報収集・伝達計画  第3節 被害状況等収集報告計画  第1款 被害状況等の収集、報告</p> <p>3 被害状況等の調査</p> <table border="1" data-bbox="1501 485 2496 1188"> <thead> <tr> <th>担当部等</th> <th>調査事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対策部</td> <td>・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎） ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>・福祉施設の被害 ・医療関係被害等の状況（医療施設等）</td> </tr> <tr> <td>地区対策総括部</td> <td>・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等）</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>・環境衛生施設の被害</td> </tr> <tr> <td>土木・住宅技術部</td> <td>・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・農林関係の被害 ・河川関係施設の被害 ・公共建築物等の被害</td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>・上下水道施設の被害</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>・消防関係の被害（火災・救急・救助）</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>・文教関係の被害（学校・社会教育施設等）</td> </tr> <tr> <td>各部共通</td> <td>・各部所管の施設等の被害</td> </tr> </tbody> </table>	担当部等	調査事項等	対策部	・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎） ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害	福祉部	・福祉施設の被害 ・医療関係被害等の状況（医療施設等）	地区対策総括部	・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等）	環境部	・環境衛生施設の被害	土木・住宅技術部	・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・農林関係の被害 ・河川関係施設の被害 ・公共建築物等の被害	上下水道部	・上下水道施設の被害	消防部	・消防関係の被害（火災・救急・救助）	教育部	・文教関係の被害（学校・社会教育施設等）	各部共通	・各部所管の施設等の被害	川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正
担当部等	調査事項等																																										
対策部	・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎） ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害																																										
福祉部	・福祉施設の被害 ・医療関係被害等の状況（医療施設等）																																										
避難部	・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等）																																										
環境部	・環境衛生施設の被害																																										
土木・住宅技術部	・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・農林関係の被害 ・河川関係施設の被害 ・公共建築物等の被害																																										
上下水道部	・上下水道施設の被害																																										
消防部	・消防関係の被害（火災・救急・救助）																																										
教育部	・文教関係の被害（学校・社会教育施設等）																																										
各部共通	・各部所管の施設等の被害																																										
担当部等	調査事項等																																										
対策部	・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎） ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害																																										
福祉部	・福祉施設の被害 ・医療関係被害等の状況（医療施設等）																																										
地区対策総括部	・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等）																																										
環境部	・環境衛生施設の被害																																										
土木・住宅技術部	・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・農林関係の被害 ・河川関係施設の被害 ・公共建築物等の被害																																										
上下水道部	・上下水道施設の被害																																										
消防部	・消防関係の被害（火災・救急・救助）																																										
教育部	・文教関係の被害（学校・社会教育施設等）																																										
各部共通	・各部所管の施設等の被害																																										

頁	修正前	修正後	根拠																																																																																												
89	<p>第2章 情報収集・伝達計画 第3節 被害状況等収集報告計画 第4款 決壊等の通報</p> <table border="1" data-bbox="329 436 1264 642"> <thead> <tr> <th rowspan="2">連絡先</th> <th colspan="2">連絡方法</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1通信連絡</th> <th>第2通信連絡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所</td> <td>電話 751-1111(代)</td> <td>伝令</td> <td>FAX 751-8004</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p> <table border="1" data-bbox="329 688 1264 1050"> <tbody> <tr><td>中央地区対策部</td><td>電話 758-0103</td><td>〃</td><td>FAX 757-1227</td></tr> <tr><td>南地区対策部</td><td>電話 757-8623</td><td>〃</td><td>FAX 757-6429</td></tr> <tr><td>明峰地区対策部</td><td>電話 759-6901</td><td>〃</td><td>FAX 759-6934</td></tr> <tr><td>清和台地区対策部</td><td>電話 798-1280</td><td>〃</td><td>FAX 798-1281</td></tr> <tr><td>けやき坂地区対策部</td><td>電話 798-0770</td><td>〃</td><td>FAX 798-0771</td></tr> <tr><td>緑台地区対策部</td><td>電話 792-4951</td><td>〃</td><td>FAX 792-4952</td></tr> <tr><td>多田地区対策部</td><td>電話 793-0011</td><td>〃</td><td>FAX 793-3438</td></tr> <tr><td>東谷地区対策部</td><td>電話 794-1006</td><td>〃</td><td>FAX 794-1006</td></tr> <tr><td>北陵地区対策部</td><td>電話 794-9090</td><td>〃</td><td>FAX 794-9099</td></tr> </tbody> </table> <p>市内学校園及び保育所等については、それぞれの所管部等から連絡する。 の地区対策部は設置時のみ連絡する。</p>	連絡先	連絡方法		備考	第1通信連絡	第2通信連絡	国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所	電話 751-1111(代)	伝令	FAX 751-8004	中央地区対策部	電話 758-0103	〃	FAX 757-1227	南地区対策部	電話 757-8623	〃	FAX 757-6429	明峰地区対策部	電話 759-6901	〃	FAX 759-6934	清和台地区対策部	電話 798-1280	〃	FAX 798-1281	けやき坂地区対策部	電話 798-0770	〃	FAX 798-0771	緑台地区対策部	電話 792-4951	〃	FAX 792-4952	多田地区対策部	電話 793-0011	〃	FAX 793-3438	東谷地区対策部	電話 794-1006	〃	FAX 794-1006	北陵地区対策部	電話 794-9090	〃	FAX 794-9099	<p>第2章 情報収集・伝達計画 第3節 被害状況等収集報告計画 第4款 決壊等の通報</p> <table border="1" data-bbox="1531 436 2466 642"> <thead> <tr> <th rowspan="2">連絡先</th> <th colspan="2">連絡方法</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1通信連絡</th> <th>第2通信連絡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所</td> <td>電話 751-1111(代)</td> <td>伝令</td> <td>FAX 751-8004</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p> <table border="1" data-bbox="1531 688 2466 1050"> <tbody> <tr><td>中央地区対策部</td><td>電話 758-0103</td><td>〃</td><td>FAX 757-1227</td></tr> <tr><td>南地区対策部</td><td>電話 757-8623</td><td>〃</td><td>FAX 757-6429</td></tr> <tr><td>明峰地区対策部</td><td>電話 759-6901</td><td>〃</td><td>FAX 759-6934</td></tr> <tr><td>清和台地区対策部</td><td>電話 798-1280</td><td>〃</td><td>FAX 798-1281</td></tr> <tr><td>けやき坂地区対策部</td><td>電話 798-0770</td><td>〃</td><td>FAX 798-0771</td></tr> <tr><td>緑台地区対策部</td><td>電話 792-4951</td><td>〃</td><td>FAX 792-4952</td></tr> <tr><td>多田地区対策部</td><td>電話 793-0011</td><td>〃</td><td>FAX 793-3438</td></tr> <tr><td>東谷地区対策部</td><td>電話 794-1006</td><td>〃</td><td>FAX 794-1006</td></tr> <tr><td>北陵地区対策部</td><td>電話 794-9090</td><td>〃</td><td>FAX 794-9099</td></tr> </tbody> </table> <p>市内学校園及び保育所等については、それぞれの所管部等から連絡する。 <u>(削除)</u></p>	連絡先	連絡方法		備考	第1通信連絡	第2通信連絡	国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所	電話 751-1111(代)	伝令	FAX 751-8004	中央地区対策部	電話 758-0103	〃	FAX 757-1227	南地区対策部	電話 757-8623	〃	FAX 757-6429	明峰地区対策部	電話 759-6901	〃	FAX 759-6934	清和台地区対策部	電話 798-1280	〃	FAX 798-1281	けやき坂地区対策部	電話 798-0770	〃	FAX 798-0771	緑台地区対策部	電話 792-4951	〃	FAX 792-4952	多田地区対策部	電話 793-0011	〃	FAX 793-3438	東谷地区対策部	電話 794-1006	〃	FAX 794-1006	北陵地区対策部	電話 794-9090	〃	FAX 794-9099	川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正
連絡先	連絡方法		備考																																																																																												
	第1通信連絡	第2通信連絡																																																																																													
国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所	電話 751-1111(代)	伝令	FAX 751-8004																																																																																												
中央地区対策部	電話 758-0103	〃	FAX 757-1227																																																																																												
南地区対策部	電話 757-8623	〃	FAX 757-6429																																																																																												
明峰地区対策部	電話 759-6901	〃	FAX 759-6934																																																																																												
清和台地区対策部	電話 798-1280	〃	FAX 798-1281																																																																																												
けやき坂地区対策部	電話 798-0770	〃	FAX 798-0771																																																																																												
緑台地区対策部	電話 792-4951	〃	FAX 792-4952																																																																																												
多田地区対策部	電話 793-0011	〃	FAX 793-3438																																																																																												
東谷地区対策部	電話 794-1006	〃	FAX 794-1006																																																																																												
北陵地区対策部	電話 794-9090	〃	FAX 794-9099																																																																																												
連絡先	連絡方法		備考																																																																																												
	第1通信連絡	第2通信連絡																																																																																													
国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所	電話 751-1111(代)	伝令	FAX 751-8004																																																																																												
中央地区対策部	電話 758-0103	〃	FAX 757-1227																																																																																												
南地区対策部	電話 757-8623	〃	FAX 757-6429																																																																																												
明峰地区対策部	電話 759-6901	〃	FAX 759-6934																																																																																												
清和台地区対策部	電話 798-1280	〃	FAX 798-1281																																																																																												
けやき坂地区対策部	電話 798-0770	〃	FAX 798-0771																																																																																												
緑台地区対策部	電話 792-4951	〃	FAX 792-4952																																																																																												
多田地区対策部	電話 793-0011	〃	FAX 793-3438																																																																																												
東谷地区対策部	電話 794-1006	〃	FAX 794-1006																																																																																												
北陵地区対策部	電話 794-9090	〃	FAX 794-9099																																																																																												
92	<p>第3章 災害広報・広聴計画 第1節 災害広報計画 第3款 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への広報の方法</p> <p>土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への広報は上記方法に加え、当該施設に直接電話を行うか若しくは必要に応じて戸別に口頭伝達を行う。</p>	<p>第3章 災害広報・広聴計画 第1節 災害広報計画 第3款 <u>地下街等、要配慮者利用施設への広報の方法</u></p> <p><u>浸水想定区域内に位置する地下街等や要配慮者利用施設、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設への広報は、上記方法に加え、当該施設に直接FAX、電話若しくは必要に応じて戸別に口頭伝達を行う。</u></p>																																																																																													
97	<p>第4章 広域応援・協力計画 第1節 応援要請・協力 第1款 広域応援要領</p> <p>3 職員の派遣 災害の発生時に当市が被害を受けなかった場合、又は被害が少なく応援可能な状態である場合、被災地からの要請を受け、若しくは自主的に職員の派遣を行う。</p>	<p>第4章 広域応援・協力計画 第1節 応援要請・協力 第1款 広域応援要領</p> <p>3 職員の派遣 災害の発生時に当市が被害を受けなかった場合、又は被害が少なく応援可能な状態である場合、被災地からの要請を受け、若しくは自主的に職員の派遣を行う。 <u>なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</u></p>	防災基本計画修正に伴う修正																																																																																												

頁	修正前	修正後	根拠																																																								
101	<p>第4章 広域応援・協力計画 第1節 応援要請・協力 第3款 他市町への応援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相互応援協定等</th> <th>協定先</th> <th>主な協定内容</th> <th>要請担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害応急対策活動の相互支援に関する協定</td> <td>山形県 西町、新潟県十日町市、奈良県 西町、香取市</td> <td>食糧・物資の提供災害応急活動に必要な職員の派遣等</td> <td>対策部</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定書</td> <td>伊丹市・宝塚市・猪名川町</td> <td>消防業務</td> <td>消防部</td> </tr> </tbody> </table>	相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部	災害応急対策活動の相互支援に関する協定	山形県 西町、新潟県十日町市、奈良県 西町、香取市	食糧・物資の提供災害応急活動に必要な職員の派遣等	対策部	(省略)				伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定書	伊丹市・宝塚市・猪名川町	消防業務	消防部	<p>第4章 広域応援・協力計画 第1節 応援要請・協力 第3款 他市町への応援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相互応援協定等</th> <th>協定先</th> <th>主な協定内容</th> <th>要請担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害応急対策活動の相互支援に関する協定</td> <td>山形県 西町、新潟県十日町市、奈良県 西町</td> <td>食糧・物資の提供災害応急活動に必要な職員の派遣等</td> <td>対策部</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定書</td> <td>伊丹市・宝塚市・猪名川町</td> <td>消防業務</td> <td>消防部</td> </tr> <tr> <td>災害時相互応援協定書</td> <td>千葉県香取市</td> <td>食糧・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣等</td> <td>対策部</td> </tr> <tr> <td>災害時における相互支援に関する協定</td> <td>神奈川県南足柄市</td> <td>食糧・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣等</td> <td>対策部</td> </tr> </tbody> </table>	相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部	災害応急対策活動の相互支援に関する協定	山形県 西町、新潟県十日町市、奈良県 西町	食糧・物資の提供災害応急活動に必要な職員の派遣等	対策部	(省略)				伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定書	伊丹市・宝塚市・猪名川町	消防業務	消防部	災害時相互応援協定書	千葉県香取市	食糧・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣等	対策部	災害時における相互支援に関する協定	神奈川県南足柄市	食糧・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣等	対策部	新規協定締結並びに記載修正																
相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部																																																								
災害応急対策活動の相互支援に関する協定	山形県 西町、新潟県十日町市、奈良県 西町、香取市	食糧・物資の提供災害応急活動に必要な職員の派遣等	対策部																																																								
(省略)																																																											
伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定書	伊丹市・宝塚市・猪名川町	消防業務	消防部																																																								
相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部																																																								
災害応急対策活動の相互支援に関する協定	山形県 西町、新潟県十日町市、奈良県 西町	食糧・物資の提供災害応急活動に必要な職員の派遣等	対策部																																																								
(省略)																																																											
伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定書	伊丹市・宝塚市・猪名川町	消防業務	消防部																																																								
災害時相互応援協定書	千葉県香取市	食糧・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣等	対策部																																																								
災害時における相互支援に関する協定	神奈川県南足柄市	食糧・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣等	対策部																																																								
103	<p>第4章 広域応援・協力計画 第1節 応援要請・協力 第4款 防災関係機関等への応援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相互応援協定等</th> <th>協定先</th> <th>主な協定内容</th> <th>要請担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定</td> <td>日本水道協会関西地方7支部</td> <td>飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な物資の提供等</td> <td>上下水道部</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>災害時における廃棄物処理に関する応援協定</td> <td>兵庫県環境事業商工組合</td> <td>廃棄物処理のための資機材及び労力の応援</td> <td>環境部</td> </tr> </tbody> </table>	相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部	災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	日本水道協会関西地方7支部	飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な物資の提供等	上下水道部	(省略)				災害時における廃棄物処理に関する応援協定	兵庫県環境事業商工組合	廃棄物処理のための資機材及び労力の応援	環境部	<p>第4章 広域応援・協力計画 第1節 応援要請・協力 第4款 防災関係機関等への応援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相互応援協定等</th> <th>協定先</th> <th>主な協定内容</th> <th>要請担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定</td> <td>日本水道協会関西地方7支部</td> <td>飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な物資の提供等</td> <td>上下水道部</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>災害時における廃棄物処理に関する応援協定</td> <td>兵庫県環境事業商工組合</td> <td>廃棄物処理のための資機材及び労力の応援</td> <td>環境部</td> </tr> <tr> <td>災害時等の応援に関する申し合わせ</td> <td>国土交通省近畿地方整備局</td> <td>災害時に人員の派遣等の応援</td> <td>対策部</td> </tr> <tr> <td>特設公衆電話の設置、利用、管理等に関する覚書</td> <td>西日本電信電話株式会社兵庫支店</td> <td>特設公衆電話の事前設置及び利用</td> <td>対策部</td> </tr> <tr> <td>災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書</td> <td>市社会福祉協議会</td> <td>対象施設を福祉避難所として提供</td> <td>福祉部</td> </tr> <tr> <td>福祉避難所の設置運営に関する協定書</td> <td>社会福祉法人盛幸会 社会福祉法人正和会 社会福祉法人友朋会 社会福祉法人正心会</td> <td>対象施設を福祉避難所として提供</td> <td>福祉部</td> </tr> <tr> <td>災害に係る情報発信等に関する協定</td> <td>ヤフー株式会社</td> <td>ヤフーブログ、アプリ、ホームページのキャッシュサイト等による情報配信</td> <td>対策部</td> </tr> <tr> <td>災害時における支援協力に関する協定書</td> <td>イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー</td> <td>食料・生活物資の確保及び供給</td> <td>物資部</td> </tr> </tbody> </table>	相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部	災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	日本水道協会関西地方7支部	飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な物資の提供等	上下水道部	(省略)				災害時における廃棄物処理に関する応援協定	兵庫県環境事業商工組合	廃棄物処理のための資機材及び労力の応援	環境部	災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	災害時に人員の派遣等の応援	対策部	特設公衆電話の設置、利用、管理等に関する覚書	西日本電信電話株式会社兵庫支店	特設公衆電話の事前設置及び利用	対策部	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	市社会福祉協議会	対象施設を福祉避難所として提供	福祉部	福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人盛幸会 社会福祉法人正和会 社会福祉法人友朋会 社会福祉法人正心会	対象施設を福祉避難所として提供	福祉部	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	ヤフーブログ、アプリ、ホームページのキャッシュサイト等による情報配信	対策部	災害時における支援協力に関する協定書	イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー	食料・生活物資の確保及び供給	物資部	新規協定締結及び覚書等の追加による修正
相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部																																																								
災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	日本水道協会関西地方7支部	飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な物資の提供等	上下水道部																																																								
(省略)																																																											
災害時における廃棄物処理に関する応援協定	兵庫県環境事業商工組合	廃棄物処理のための資機材及び労力の応援	環境部																																																								
相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部																																																								
災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	日本水道協会関西地方7支部	飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な物資の提供等	上下水道部																																																								
(省略)																																																											
災害時における廃棄物処理に関する応援協定	兵庫県環境事業商工組合	廃棄物処理のための資機材及び労力の応援	環境部																																																								
災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	災害時に人員の派遣等の応援	対策部																																																								
特設公衆電話の設置、利用、管理等に関する覚書	西日本電信電話株式会社兵庫支店	特設公衆電話の事前設置及び利用	対策部																																																								
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	市社会福祉協議会	対象施設を福祉避難所として提供	福祉部																																																								
福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人盛幸会 社会福祉法人正和会 社会福祉法人友朋会 社会福祉法人正心会	対象施設を福祉避難所として提供	福祉部																																																								
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	ヤフーブログ、アプリ、ホームページのキャッシュサイト等による情報配信	対策部																																																								
災害時における支援協力に関する協定書	イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー	食料・生活物資の確保及び供給	物資部																																																								

頁	修正前	修正後	根拠																																
156	<p>第7章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第1款 避難準備、避難勧告及び避難指示</p> <p>1 勧告・指示等の概要</p> <table border="1" data-bbox="243 485 1374 1272"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>条件</th> <th>伝達内容</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備</td> <td>気象条件等により過去の災害の発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難の勧告、指示等を行うことが予想される場合</td> <td>勧告者 避難準備をすべき理由 危険地域 携行品その他の注意</td> <td>テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、防災行政無線(チャイム音と音声)、広報車、かわにし安心ネット、エリアメール、緊急速報メール等 必要に応じ上記を併用する。</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合</td> <td>勧告者 避難理由 避難場所 避難経路 避難後の当局の指示 連絡等</td> <td>避難準備に同じ。 ただし、防災行政無線はサイレンと音声。必要に応じ戸別に口頭伝達を行う。</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がある場合</td> <td>避難勧告に同じ。</td> <td>避難勧告に同じ。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	条件	伝達内容	伝達方法	避難準備	気象条件等により過去の災害の発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難の勧告、指示等を行うことが予想される場合	勧告者 避難準備をすべき理由 危険地域 携行品その他の注意	テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、防災行政無線(チャイム音と音声)、広報車、かわにし安心ネット、エリアメール、緊急速報メール等 必要に応じ上記を併用する。	避難勧告	当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合	勧告者 避難理由 避難場所 避難経路 避難後の当局の指示 連絡等	避難準備に同じ。 ただし、防災行政無線はサイレンと音声。必要に応じ戸別に口頭伝達を行う。	避難指示	条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がある場合	避難勧告に同じ。	避難勧告に同じ。	<p>第7章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第1款 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急)</u></p> <p>1 勧告・指示等の概要</p> <table border="1" data-bbox="1460 485 2591 1272"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>条件</th> <th>伝達内容</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難準備・高齢者等避難開始</u></td> <td>気象条件等により過去の災害の発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難の勧告、指示等を行うことが予想される場合</td> <td>勧告者 <u>避難準備、高齢者等が避難を開始すべき理由</u> 危険地域 携行品その他の注意</td> <td>テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、防災行政無線(チャイム音と音声)、広報車、かわにし安心ネット、エリアメール、緊急速報メール等 必要に応じ上記を併用する。</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合</td> <td>勧告者 避難理由 避難場所 避難経路 避難後の当局の指示 連絡等</td> <td><u>避難準備・高齢者等避難開始</u>に同じ。 ただし、防災行政無線はサイレンと音声。必要に応じ戸別に口頭伝達を行う。</td> </tr> <tr> <td><u>避難指示(緊急)</u></td> <td>条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がある場合</td> <td>避難勧告に同じ。</td> <td>避難勧告に同じ。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	条件	伝達内容	伝達方法	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	気象条件等により過去の災害の発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難の勧告、指示等を行うことが予想される場合	勧告者 <u>避難準備、高齢者等が避難を開始すべき理由</u> 危険地域 携行品その他の注意	テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、防災行政無線(チャイム音と音声)、広報車、かわにし安心ネット、エリアメール、緊急速報メール等 必要に応じ上記を併用する。	避難勧告	当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合	勧告者 避難理由 避難場所 避難経路 避難後の当局の指示 連絡等	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> に同じ。 ただし、防災行政無線はサイレンと音声。必要に応じ戸別に口頭伝達を行う。	<u>避難指示(緊急)</u>	条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がある場合	避難勧告に同じ。	避難勧告に同じ。	<p>防災基本計画及び避難勧告等に関するガイドラインの修正に基づく名称変更</p>
種別	条件	伝達内容	伝達方法																																
避難準備	気象条件等により過去の災害の発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難の勧告、指示等を行うことが予想される場合	勧告者 避難準備をすべき理由 危険地域 携行品その他の注意	テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、防災行政無線(チャイム音と音声)、広報車、かわにし安心ネット、エリアメール、緊急速報メール等 必要に応じ上記を併用する。																																
避難勧告	当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合	勧告者 避難理由 避難場所 避難経路 避難後の当局の指示 連絡等	避難準備に同じ。 ただし、防災行政無線はサイレンと音声。必要に応じ戸別に口頭伝達を行う。																																
避難指示	条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がある場合	避難勧告に同じ。	避難勧告に同じ。																																
種別	条件	伝達内容	伝達方法																																
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	気象条件等により過去の災害の発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難の勧告、指示等を行うことが予想される場合	勧告者 <u>避難準備、高齢者等が避難を開始すべき理由</u> 危険地域 携行品その他の注意	テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、防災行政無線(チャイム音と音声)、広報車、かわにし安心ネット、エリアメール、緊急速報メール等 必要に応じ上記を併用する。																																
避難勧告	当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合	勧告者 避難理由 避難場所 避難経路 避難後の当局の指示 連絡等	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> に同じ。 ただし、防災行政無線はサイレンと音声。必要に応じ戸別に口頭伝達を行う。																																
<u>避難指示(緊急)</u>	条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がある場合	避難勧告に同じ。	避難勧告に同じ。																																

頁	修正前	修正後	根拠
156	<p>2 勧告・指示の基準等</p> <p>(1) 市長は災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難勧告ガイドラインに基づき住民等の生命及び身体を保護する必要があると認められるときは、その地域の住民等に対し避難の勧告を行う。</p> <p>ア 河川水位による主な避難勧告等基準</p> <p>(ア) 兵庫県管理河川区域（滝山町267番地先より上流）</p> <p>a 避難準備情報 （省略）</p> <p>b 避難勧告 （省略）</p> <p>c 避難指示 （省略）</p> <p>(イ) 直轄河川区域（滝山町267番地先より下流）</p> <p>a 避難準備情報 （省略）</p> <p>b 避難勧告 （省略）</p> <p>c 避難指示 （省略）</p> <p>(ウ) その他小河川</p> <p>a 避難準備情報 （省略）</p> <p>b 避難勧告 （省略）</p> <p>c 避難指示 （省略）</p> <p>イ 土砂災害における主な避難勧告等発令基準</p> <p>(ア) 避難準備情報 （省略）</p> <p>(イ) 避難勧告 （省略）</p> <p>(ウ) 避難指示 （省略）</p>	<p>2 勧告・指示の基準等</p> <p>(1) 市長は災害が発生し、又は発生するおそれがあり、<u>避難勧告等に関するガイドライン及び川西市避難勧告等の判断・伝達マニュアル</u>に基づき住民等の生命及び身体を保護する必要があると認められるときは、その地域の住民等に対し避難の勧告を行う。</p> <p>ア 河川水位による主な避難勧告等基準</p> <p>(ア) 兵庫県管理河川区域（滝山町267番地先より上流）</p> <p>a <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> （省略）</p> <p>b 避難勧告 （省略）</p> <p>c <u>避難指示（緊急）</u> （省略）</p> <p>(イ) 直轄河川区域（滝山町267番地先より下流）</p> <p>a <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> （省略）</p> <p>b 避難勧告 （省略）</p> <p>c <u>避難指示（緊急）</u> （省略）</p> <p>(ウ) その他小河川</p> <p>a <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> （省略）</p> <p>b 避難勧告 （省略）</p> <p>c <u>避難指示（緊急）</u> （省略）</p> <p>イ 土砂災害における主な避難勧告等発令基準</p> <p>(ア) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> （省略）</p> <p>(イ) 避難勧告 （省略）</p> <p>(ウ) <u>避難指示（緊急）</u> （省略）</p>	<p>防災基本計画及び避難勧告等に関するガイドラインの修正に基づく名称変更</p>

頁	修正前	修正後	根拠
159	<p>第7章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第1款 避難準備、避難勧告及び避難指示 〔伝達経路〕</p>	<p>第7章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第1款 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急)</u> 〔伝達経路〕</p>	新規協定締結によるブログ、アプリによる情報配信手段の追加
160	<p>第7章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第3款 避難誘導  担当機関 避難部、福祉部</p> <p>1 基本的事項 (1) (省略) (2) (省略) (3) 避難誘導を担当する避難部、福祉部の職員は、地域の避難場所と避難経路を把握し、特に福祉部は避難行動要支援者の名簿を作成し、所在を把握しておく。 (4) (省略) (5) (省略)</p>	<p>第7章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第3款 避難誘導  担当機関 <u>地区対策総括部</u>、福祉部</p> <p>1 基本的事項 (1) (省略) (2) (省略) (3) 避難誘導を担当する<u>地区対策総括部</u>、福祉部の職員は、地域の避難場所と避難経路を把握し、特に福祉部は避難行動要支援者の名簿を作成し、所在を把握しておく。 (4) (省略) (5) (省略)</p>	川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正

頁	修正前	修正後	根拠
162	<p>第7章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第4款 避難所の開設</p> <p>担当機関 避難部、福祉部</p> <p>1 避難所の開設</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 災害発生直後の開設は、<u>避難部長</u>、地区対策総括部長、各地区対策部長の判断において避難所を開設する。</p> <p>(5) 避難所の開設については、施設管理者の協力を得て開設する。 ただし、緊急を要する場合は、<u>避難部長</u>、地区対策総括部長、各地区対策部長の判断において開設し、この旨を速やかに施設管理者に連絡する。</p> <p>(6) 避難所を開設した場合、避難所ごとに責任者を定め、速やかに避難者の状況把握に努める。また、避難部長を経由し、避難所名、避難者数（乳幼児、高齢者、身体障がい者等の内訳を含む。）及びその他必要事項を対策部へ報告する。 なお、報告様式については「様式編 様式 - 19～22」のとおり。</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(8) (省略)</p>	<p>第7章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第4款 避難所の開設</p> <p>担当機関 <u>地区対策総括部</u>、福祉部</p> <p>1 避難所の開設</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 災害発生直後の開設は、地区対策総括部長、各地区対策部長の判断において避難所を開設する。</p> <p>(5) 避難所の開設については、施設管理者の協力を得て開設する。 ただし、緊急を要する場合は、地区対策総括部長、各地区対策部長の判断において開設し、この旨を速やかに施設管理者に連絡する。</p> <p>(6) 避難所を開設した場合、避難所ごとに責任者を定め、速やかに避難者の状況把握に努める。また、<u>地区対策総括部長</u>を経由し、避難所名、避難者数（乳幼児、高齢者、身体障がい者等の内訳を含む。）及びその他必要事項を対策部へ報告する。 なお、報告様式については「様式編 様式 - 19～22」のとおり。</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(8) (省略)</p>	<p>川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正</p>
163	<p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所全体の管理及び運営は避難部が行う。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(8) <u>避難部長</u>、地区対策総括部長、各地区対策部長及び避難所責任者と連携し、避難所での生活に必要な物資の提供、食糧、飲料水等の供給を行う。なお、食糧については、アレルギー等に注意を払う。</p> <p>(9) (省略)</p> <p>(13) その他、避難所の運営については、別に定める「川西市避難所管理運営マニュアル」に基づき迅速な職員の配置と施設管理者、地域住民並びに各種団体等の協力を得て要配慮者に配慮するなど円滑に運営する。</p>	<p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所全体の管理及び運営は<u>地区対策総括部</u>が行う。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(8) 地区対策総括部長、各地区対策部長及び避難所責任者と連携し、避難所での生活に必要な物資の提供、食糧、飲料水等の供給を行う。なお、食糧については、アレルギー等に注意を払う。</p> <p>(9) (省略)</p> <p>(13) その他、避難所の運営については、別に定める「川西市避難所運営ガイドライン」に基づき<u>避難所運営マニュアル</u>により迅速な職員の配置と施設管理者、地域住民並びに各種団体等の協力を得て要配慮者に配慮するなど円滑に運営する。</p>	<p>川西市避難所運営ガイドライン策定による修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠
164	<p>3 福祉避難所の開設</p> <p>(1) 指定避難所が開設され、避難所生活において特別な配慮が必要とされる要配慮者があり、福祉避難所の設置を災害対策本部が必要と判断した場合、福祉部庶務班から「福祉避難所の設置運営協定」を締結している施設管理者へ連絡し、福祉避難所を設置する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>4 福祉避難所の運営</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>避難部長</u>、地区対策総括部長、各地区対策部長及び避難所責任者と連携し、福祉避難所での生活に必要な物資の提供、食糧、飲料水等の供給を行う。</p> <p>(3)</p> <p>イ (省略)</p> <p>(8)</p>	<p>3 福祉避難所の開設</p> <p>(1) 指定避難所が開設され、避難所生活において特別な配慮が必要とされる要配慮者があり、福祉避難所の設置を災害対策本部が必要と判断した場合、福祉部庶務班から「<u>福祉避難所の設置運営に関する協定書</u>」「<u>災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書</u>」を締結している施設管理者へ連絡し、福祉避難所を設置する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>4 福祉避難所の運営</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 地区対策総括部長、各地区対策部長及び避難所責任者と連携し、福祉避難所での生活に必要な物資の提供、食糧、飲料水等の供給を行う。</p> <p>(3)</p> <p>イ (省略)</p> <p>(8)</p>	<p>関係機関の意見に基づく修正</p> <p>川西市災害対策本部設置要綱改正に伴う修正</p>
165	<p>第7章 救援・救護活動計画</p> <p>第1節 避難計画</p> <p>第4款 避難所の開設</p> <p>指定避難所及び指定緊急避難場所</p> <p>(1) 市等の施設</p> <p>(2) 県の施設(県立高等学校)</p> <p>(3) 福祉避難所</p> <p style="text-align: right;">別紙のとおり</p>	<p>第7章 救援・救護活動計画</p> <p>第1節 避難計画</p> <p>第4款 避難所の開設</p> <p>指定避難所及び指定緊急避難場所</p> <p>(1) 市の施設</p> <p>(2) <u>市公共施設以外の施設</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>県の施設(県立高等学校)</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>民間施設等</u></p> <p>(3) 福祉避難所</p> <p style="text-align: right;">別紙1のとおり</p>	<p>避難所一覧の整理に伴う修正</p> <p>・浸水想定区域見直しによる開設基準変更</p> <p>・新規避難所、福祉避難所指定</p>



頁	修正前	修正後	根拠																																
168	<p>第7章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第5款 広域避難（広域一時滞在）</p> <p>1 県内における広域一時滞在 （省略）</p> <p>2 県外における広域一時滞在 （省略）</p> <p>3 県内他市町や他都道府県からの広域一時滞在の受け入れ （省略）</p>	<p>第7章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第5款 広域避難（広域一時滞在）</p> <p>1 県内における広域一時滞在 （省略）</p> <p>2 県外における広域一時滞在 （省略）</p> <p>3 県内他市町や他都道府県からの広域一時滞在の受け入れ （省略）</p> <p>4 原子力災害に係る広域避難対策 <u>原子力災害に係る福井県からの広域避難については、平成26年3月に関西広域連合において「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」が策定され、福井県おおい町からの広域避難者を本市で受入れることとなっている。</u> <u>避難手段の確保やスクリーニング実施体制等の課題が残されているため、今後、対策の早期具体化を国、関西広域連合、兵庫県、福井県等に対して要請し、本市における体制を整備する。</u></p>	原子力災害に係る広域避難対策を新規記載																																
170	<p>第7章 救援・救護活動計画 第2節 給水計画 第1款 応急給水</p> <p>3 応急給水用機器材 応急給水用機器材の現有状況は以下のとおりであるが、必要に応じ調達する。</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 給水タンク積載用車両2t車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>(2) 加圧給水車（2m<sup>3</sup>）</td><td>2台</td></tr> <tr><td>(3) ポリ容器タンク（18ℓ）</td><td>1,000個</td></tr> <tr><td>(4) 給水ビニール袋（5ℓ）</td><td>1,200枚</td></tr> <tr><td>(5) ポリバケツ（45ℓ）</td><td>300個</td></tr> <tr><td>(6) 地下式消火栓給水装置</td><td>4台</td></tr> <tr><td>(7) 給水タンク（2m<sup>3</sup>）</td><td>2個</td></tr> <tr><td>(8) 給水タンク（1m<sup>3</sup>）</td><td>2個</td></tr> </table>	(1) 給水タンク積載用車両2t車	1台	(2) 加圧給水車（2m <sup>3</sup> ）	2台	(3) ポリ容器タンク（18ℓ）	1,000個	(4) 給水ビニール袋（5ℓ）	1,200枚	(5) ポリバケツ（45ℓ）	300個	(6) 地下式消火栓給水装置	4台	(7) 給水タンク（2m <sup>3</sup> ）	2個	(8) 給水タンク（1m <sup>3</sup> ）	2個	<p>第7章 救援・救護活動計画 第2節 給水計画 第1款 応急給水</p> <p>3 応急給水用機器材 応急給水用機器材の現有状況は以下のとおりであるが、必要に応じ調達する。</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 給水タンク積載用車両2t車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>(2) 加圧給水車（2m<sup>3</sup>）</td><td>2台</td></tr> <tr><td>(3) ポリ容器タンク（18ℓ）</td><td>1,000個</td></tr> <tr><td>(4) 給水ビニール袋（5ℓ）</td><td>1,200枚</td></tr> <tr><td>(5) ポリバケツ（45ℓ）</td><td>300個</td></tr> <tr><td>(6) 地下式消火栓給水装置</td><td>4台</td></tr> <tr><td>(7) 給水タンク（2m<sup>3</sup>）</td><td>2個</td></tr> <tr><td>(8) 給水タンク（1m<sup>3</sup>）</td><td><u>4基</u></td></tr> </table>	(1) 給水タンク積載用車両2t車	1台	(2) 加圧給水車（2m <sup>3</sup> ）	2台	(3) ポリ容器タンク（18ℓ）	1,000個	(4) 給水ビニール袋（5ℓ）	1,200枚	(5) ポリバケツ（45ℓ）	300個	(6) 地下式消火栓給水装置	4台	(7) 給水タンク（2m <sup>3</sup> ）	2個	(8) 給水タンク（1m <sup>3</sup> ）	<u>4基</u>	所管からの意見に基づく修正
(1) 給水タンク積載用車両2t車	1台																																		
(2) 加圧給水車（2m <sup>3</sup> ）	2台																																		
(3) ポリ容器タンク（18ℓ）	1,000個																																		
(4) 給水ビニール袋（5ℓ）	1,200枚																																		
(5) ポリバケツ（45ℓ）	300個																																		
(6) 地下式消火栓給水装置	4台																																		
(7) 給水タンク（2m <sup>3</sup> ）	2個																																		
(8) 給水タンク（1m <sup>3</sup> ）	2個																																		
(1) 給水タンク積載用車両2t車	1台																																		
(2) 加圧給水車（2m <sup>3</sup> ）	2台																																		
(3) ポリ容器タンク（18ℓ）	1,000個																																		
(4) 給水ビニール袋（5ℓ）	1,200枚																																		
(5) ポリバケツ（45ℓ）	300個																																		
(6) 地下式消火栓給水装置	4台																																		
(7) 給水タンク（2m <sup>3</sup> ）	2個																																		
(8) 給水タンク（1m <sup>3</sup> ）	<u>4基</u>																																		

頁	修正前	修正後	根拠																																							
171	<p>第7章 救援・救護活動計画 第3節 食糧供給計画 第1款 食糧の供給</p> <p>食糧の供給にあたっては、避難者等の状況に応じて必要量を算定し、備蓄食糧を優先的にこれを使用する。なお、備蓄のないもの及び不足するものについては、業者から購入するとともに必要があると判断するときは、対策部を通じて兵庫県に対し食糧の供給のあつせんを要請する。また、関係団体の協力を得て「災害時における物資供給の応援に関する協定」並びに「緊急時における生活物資の確保に関する協定」「緊急時における生活物資の供給に関する協定」に基づき食糧の確保と安定供給など食糧調達対策を講じる。</p> <p>川西市商工会、生活協同組合コープこうべ、株式会社ダイエー、株式会社阪食、合同会社西友との協定については、「資料編・様式編・付録編」のとおり。</p> <p>応援協定締結団体</p> <table border="1" data-bbox="246 919 1377 1556"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>所在地</th> <th>連絡先電話番号等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川西市商工会</td> <td>川西市出在家町1番8号</td> <td>電話 759-8222 FAX 759-8010</td> </tr> <tr> <td>生活協同組合コープこうべ</td> <td>宝塚市売布2丁目5番1号</td> <td>電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1004 (マーケティング推進) FAX 078-856-1231 (マーケティング推進) 第一地区活動本部が不通のとき</td> </tr> <tr> <td>株式会社ダイエー</td> <td>大阪府吹田市江坂町1丁目18-10</td> <td>電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838</td> </tr> <tr> <td>株式会社阪食</td> <td>大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号</td> <td>電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506</td> </tr> <tr> <td>合同会社西友川西店多田店</td> <td>川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-10 8</td> <td>電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	所在地	連絡先電話番号等	川西市商工会	川西市出在家町1番8号	電話 759-8222 FAX 759-8010	生活協同組合コープこうべ	宝塚市売布2丁目5番1号	電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1004 (マーケティング推進) FAX 078-856-1231 (マーケティング推進) 第一地区活動本部が不通のとき	株式会社ダイエー	大阪府吹田市江坂町1丁目18-10	電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838	株式会社阪食	大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506	合同会社西友川西店多田店	川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-10 8	電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742	<p>第7章 救援・救護活動計画 第3節 食糧供給計画 第1款 食糧の供給</p> <p>食糧の供給にあたっては、避難者等の状況に応じて必要量を算定し、備蓄食糧を優先的にこれを使用する。なお、備蓄のないもの及び不足するものについては、業者から購入するとともに必要があると判断するときは、対策部を通じて兵庫県に対し食糧の供給のあつせんを要請する。</p> <p>また、関係団体の協力を得て「災害時における物資供給の応援に関する協定」「緊急時における生活物資の確保に関する協定」「緊急時における生活物資の供給に関する協定」「災害時における支援協力に関する協定」に基づき食糧の確保と安定供給など食糧調達対策を講じる。</p> <p>川西市商工会、生活協同組合コープこうべ、株式会社ダイエー、株式会社阪食、合同会社西友、イオンリテール株式会社との協定については、「資料編・様式編・付録編」のとおり。</p> <p>応援協定締結団体</p> <table border="1" data-bbox="1448 1010 2579 1675"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>所在地</th> <th>連絡先電話番号等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川西市商工会</td> <td>川西市出在家町1番8号</td> <td>電話 759-8222 FAX 759-8010</td> </tr> <tr> <td>生活協同組合コープこうべ</td> <td>宝塚市売布2丁目5番1号</td> <td>電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1004 (マーケティング推進) FAX 078-856-1231 (マーケティング推進) 第一地区活動本部が不通のとき</td> </tr> <tr> <td>株式会社ダイエー</td> <td>大阪府吹田市江坂町1丁目18-10</td> <td>電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838</td> </tr> <tr> <td>株式会社阪食</td> <td>大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号</td> <td>電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506</td> </tr> <tr> <td>合同会社西友川西店多田店</td> <td>川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-10 8</td> <td>電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742</td> </tr> <tr> <td>イオンリテール株式会社</td> <td>大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号</td> <td>電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	所在地	連絡先電話番号等	川西市商工会	川西市出在家町1番8号	電話 759-8222 FAX 759-8010	生活協同組合コープこうべ	宝塚市売布2丁目5番1号	電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1004 (マーケティング推進) FAX 078-856-1231 (マーケティング推進) 第一地区活動本部が不通のとき	株式会社ダイエー	大阪府吹田市江坂町1丁目18-10	電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838	株式会社阪食	大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506	合同会社西友川西店多田店	川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-10 8	電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742	イオンリテール株式会社	大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号	電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200	新規協定締結による修正
団体名	所在地	連絡先電話番号等																																								
川西市商工会	川西市出在家町1番8号	電話 759-8222 FAX 759-8010																																								
生活協同組合コープこうべ	宝塚市売布2丁目5番1号	電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1004 (マーケティング推進) FAX 078-856-1231 (マーケティング推進) 第一地区活動本部が不通のとき																																								
株式会社ダイエー	大阪府吹田市江坂町1丁目18-10	電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838																																								
株式会社阪食	大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506																																								
合同会社西友川西店多田店	川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-10 8	電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742																																								
団体名	所在地	連絡先電話番号等																																								
川西市商工会	川西市出在家町1番8号	電話 759-8222 FAX 759-8010																																								
生活協同組合コープこうべ	宝塚市売布2丁目5番1号	電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1004 (マーケティング推進) FAX 078-856-1231 (マーケティング推進) 第一地区活動本部が不通のとき																																								
株式会社ダイエー	大阪府吹田市江坂町1丁目18-10	電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838																																								
株式会社阪食	大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506																																								
合同会社西友川西店多田店	川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-10 8	電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742																																								
イオンリテール株式会社	大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号	電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200																																								

頁	修正前	修正後	根拠																																							
174	<p>第7章 救援・救護活動計画 第3節 食糧供給計画 第1款 物資の供給</p> <p>物資の供給にあたっては、避難者等の状況に応じて必要量を算定し、備蓄物資を優先的にこれを使用する。また、備蓄のないもの及び不足するものについては購入するとともに、必要があると判断する時は対策部を通じて兵庫県等に対し救援物資の供給を要請する。</p> <p>また、関係団体の協力を得て「災害時における物資供給の応援に関する協定」並びに「緊急時における生活物資の確保に関する協定」に基づき物資の確保と安定供給など物資調達対策を講じる。</p> <p>川西市商工会、生活協同組合コープこうべ、株式会社ダイエー、株式会社阪食、合同会社西友との協定については、「資料編・様式編・付録編」のとおり。</p> <p>応援協定締結団体</p> <table border="1" data-bbox="249 877 1380 1514"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>所在地</th> <th>連絡先電話番号等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川西市商工会</td> <td>川西市出在家町1番8号</td> <td>電話 759-8222 FAX 759-8010</td> </tr> <tr> <td>生活協同組合コープこうべ</td> <td>宝塚市売布2丁目5番1号</td> <td>電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1004 (マーケティング推進) FAX 078-856-1231 (マーケティング推進) 第一地区活動本部が不通のとき</td> </tr> <tr> <td>株式会社ダイエー</td> <td>大阪府吹田市江坂町1丁目18-10</td> <td>電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838</td> </tr> <tr> <td>株式会社阪食</td> <td>大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号</td> <td>電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506</td> </tr> <tr> <td>合同会社西友川西店多田店</td> <td>川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-10 8</td> <td>電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	所在地	連絡先電話番号等	川西市商工会	川西市出在家町1番8号	電話 759-8222 FAX 759-8010	生活協同組合コープこうべ	宝塚市売布2丁目5番1号	電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1004 (マーケティング推進) FAX 078-856-1231 (マーケティング推進) 第一地区活動本部が不通のとき	株式会社ダイエー	大阪府吹田市江坂町1丁目18-10	電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838	株式会社阪食	大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506	合同会社西友川西店多田店	川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-10 8	電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742	<p>第7章 救援・救護活動計画 第3節 食糧供給計画 第1款 物資の供給</p> <p>物資の供給にあたっては、避難者等の状況に応じて必要量を算定し、備蓄物資を優先的にこれを使用する。また、備蓄のないもの及び不足するものについては購入するとともに、必要があると判断する時は対策部を通じて兵庫県等に対し救援物資の供給を要請する。</p> <p>また、関係団体の協力を得て「災害時における物資供給の応援に関する協定」「緊急時における生活物資の確保に関する協定」「緊急時における生活物資の供給に関する協定」「災害時における支援協力に関する協定」に基づき物資の確保と安定供給など物資調達対策を講じる。</p> <p>川西市商工会、生活協同組合コープこうべ、株式会社ダイエー、株式会社阪食、合同会社西友、イオンリテール株式会社との協定については、「資料編・様式編・付録編」のとおり。</p> <p>応援協定締結団体</p> <table border="1" data-bbox="1448 1018 2579 1688"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>所在地</th> <th>連絡先電話番号等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川西市商工会</td> <td>川西市出在家町1番8号</td> <td>電話 759-8222 FAX 759-8010</td> </tr> <tr> <td>生活協同組合コープこうべ</td> <td>宝塚市売布2丁目5番1号</td> <td>電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1004 (マーケティング推進) FAX 078-856-1231 (マーケティング推進) 第一地区活動本部が不通のとき</td> </tr> <tr> <td>株式会社ダイエー</td> <td>大阪府吹田市江坂町1丁目18-10</td> <td>電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838</td> </tr> <tr> <td>株式会社阪食</td> <td>大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号</td> <td>電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506</td> </tr> <tr> <td>合同会社西友川西店多田店</td> <td>川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-10 8</td> <td>電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742</td> </tr> <tr> <td>イオンリテール株式会社</td> <td>大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号</td> <td>電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	所在地	連絡先電話番号等	川西市商工会	川西市出在家町1番8号	電話 759-8222 FAX 759-8010	生活協同組合コープこうべ	宝塚市売布2丁目5番1号	電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1004 (マーケティング推進) FAX 078-856-1231 (マーケティング推進) 第一地区活動本部が不通のとき	株式会社ダイエー	大阪府吹田市江坂町1丁目18-10	電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838	株式会社阪食	大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506	合同会社西友川西店多田店	川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-10 8	電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742	イオンリテール株式会社	大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号	電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200	新規協定締結による修正
団体名	所在地	連絡先電話番号等																																								
川西市商工会	川西市出在家町1番8号	電話 759-8222 FAX 759-8010																																								
生活協同組合コープこうべ	宝塚市売布2丁目5番1号	電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1004 (マーケティング推進) FAX 078-856-1231 (マーケティング推進) 第一地区活動本部が不通のとき																																								
株式会社ダイエー	大阪府吹田市江坂町1丁目18-10	電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838																																								
株式会社阪食	大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506																																								
合同会社西友川西店多田店	川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-10 8	電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742																																								
団体名	所在地	連絡先電話番号等																																								
川西市商工会	川西市出在家町1番8号	電話 759-8222 FAX 759-8010																																								
生活協同組合コープこうべ	宝塚市売布2丁目5番1号	電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) 電話 078-856-1004 (マーケティング推進) FAX 078-856-1231 (マーケティング推進) 第一地区活動本部が不通のとき																																								
株式会社ダイエー	大阪府吹田市江坂町1丁目18-10	電話 06-6337-9830 FAX 06-6337-9838																																								
株式会社阪食	大阪府豊中市岡上の町2丁目2番3号	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506																																								
合同会社西友川西店多田店	川西市栄町16-8 川西市緑台5丁目1-10 8	電話 757-1000 FAX 757-7314 電話 793-0331 FAX 793-0742																																								
イオンリテール株式会社	大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号	電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200																																								

頁	修正前	修正後	根拠																
178	<p>第7章 救援・救護活動計画 第6節 住宅対策計画 第1款 応急仮設住宅</p> <p>「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表</p> <table border="1" data-bbox="296 489 1356 858"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>対象</th> <th>期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td> <td>災害発生の日から20日以内着工</td> <td>1 平均一戸当たり29.7㎡、2,660,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>費用の限度額、輸送費及び人件費等については、「資料編 資料 - 20」のとおり。</p>	救助の種類	対象	期間	備考	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内着工	1 平均一戸当たり29.7㎡、2,660,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。	<p>第7章 救援・救護活動計画 第6節 住宅対策計画 第1款 応急仮設住宅</p> <p>「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表</p> <table border="1" data-bbox="1492 489 2552 858"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>対象</th> <th>期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td> <td>災害発生の日から20日以内着工</td> <td>1 平均一戸当たり29.7㎡、<u>5,516,000円</u>以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>費用の限度額、輸送費及び人件費等については、「資料編 資料 - 20」のとおり。</p>	救助の種類	対象	期間	備考	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内着工	1 平均一戸当たり29.7㎡、 <u>5,516,000円</u> 以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。	<p>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正に基づく修正</p>
救助の種類	対象	期間	備考																
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内着工	1 平均一戸当たり29.7㎡、2,660,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。																
救助の種類	対象	期間	備考																
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内着工	1 平均一戸当たり29.7㎡、 <u>5,516,000円</u> 以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。																
186	<p>第7章 救援・救護活動計画 第7節 救助・救急計画 第2款 救急医療活動</p> <p>2 救急医療体制 (5) DMAT 1による救護班の要請 医務部は、DMATの派遣が必要となる可能性がある場合は、伊丹健康福祉事務所へ連絡し、連絡が取れない場合は、県医務課に、連絡が取れない場合は、県災害救急医療情報指令センターに連絡する。また、DMATの派遣が必要になった場合は県医務課等に派遣を要請する。</p> <p>1 (省略)</p>	<p>第7章 救援・救護活動計画 第7節 救助・救急計画 第2款 救急医療活動</p> <p>2 救急医療体制 (5) DMAT 1による救護班の要請 医務部は、DMATの派遣が必要となる可能性がある場合は、伊丹健康福祉事務所へ連絡し、連絡が取れない場合は、県医務課に、連絡が取れない場合は、県災害救急医療情報指令センターに連絡する。また、DMATの派遣が必要になった場合は県医務課等に派遣を要請する。</p> <p>1 (省略)</p> <p>(6) <u>災害医療コーディネーター 1、救急告示病院等との連携</u> <u>兵庫県から委嘱された災害医療コーディネーターや救急告示病院等と連携し、救急医療活動を行う。</u></p> <p><u>1 災害医療コーディネーターとは、災害拠点病院の医師、各地域の医療関係者等が委嘱され、災害発生時に院内調整や自主判断による兵庫DMAT等の派遣、被災患者の搬送先や兵庫DMAT及び救護班の派遣及び受入調整、関係機関との連携により災害医療の確保を図る役割を担う。</u></p>	<p>関係機関の意見に基づく修正</p>																

頁	修正前	修正後	根拠
189	<p>第7章 救援・救護活動計画 第8節 医療助産計画 第1款 初期医療活動</p> <p>5 応援要請 災害の規模により、市の対応のみでは医療助産の万全が期せられないと判断される ときは、広域応援協力計画により応援を要請する。 (1) 救護班の派遣要請 救護班の派遣を必要と判断する場合は対策部を通じて兵庫県へ派遣要請を行う。 〔兵庫県の救護班体制〕 ア 日本赤十字社救護班 イ 県立病院救護班 ウ 国立病院救護班 エ 公的病院救護班（県立病院、国立病院を除く） オ 私的医療機関による救護隊</p>	<p>第7章 救援・救護活動計画 第8節 医療助産計画 第1款 初期医療活動</p> <p>5 応援要請 災害の規模により、市の対応のみでは医療助産の万全が期せられないと判断される ときは、広域応援協力計画により応援を要請する。 (1) 救護班の派遣要請 救護班の派遣を必要と判断する場合は対策部を通じて兵庫県へ派遣要請を行う。 〔兵庫県の救護班体制〕 ア <u>兵庫DMAT指定病院</u> イ <u>災害拠点病院救護班</u> ウ 日本赤十字社救護班 エ 県立病院救護班 オ 国立病院等救護班 カ 公的病院救護班（県立病院、国立病院等を除く） キ 私的医療機関による救護班（ ） ク <u>他府県による救護班</u></p> <p><u>JMAT（Japan Medical Association Team）とは</u> <u>被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療の再生を支援することを目的に、日本医師会が組織し、医師・看護師・薬剤師・事務員等で構成される災害医療チーム。被災地・避難所の状況把握と改善、医療・健康管理など、急性期以降の避難所・救護所における医療が主な活動。</u> <u>兵庫県は、必要により、県医師会及び県歯科医師会に設置される災害救護本部に、JMAT兵庫の派遣を要請する。</u></p>	兵庫県地域防災計画に基づく修正
199	<p>第7章 救援・救護活動計画 第11節 保健福祉計画</p> <p>2 保健福祉活動の実施 被災地域、避難所、仮設住宅への訪問を実施し、高齢者、障がい者等への援護をはじめ、被災者の心身の保健や疾病予防を行うとともに、必要に応じ予防接種、健康診断を実施する。また、被災者等の栄養状態を把握し、早期に栄養状態を改善するため巡回栄養相談を実施する。</p>	<p>第7章 救援・救護活動計画 第11節 保健福祉計画</p> <p>2 保健福祉活動の実施 被災地域、避難所、仮設住宅への訪問を実施し、高齢者、障がい者等への援護をはじめ、被災者の心身の保健や疾病予防を行うとともに、必要に応じ予防接種、健康診断、<u>口腔ケア等</u>を実施する。また、被災者等の栄養状態を把握し、早期に栄養状態を改善するため巡回栄養相談を実施する。</p>	所管課からの意見に基づく修正

頁	修正前	修正後	根拠
209	<p>第9章 災害廃棄物等処理計画 第1節 災害廃棄物処理計画 第1款 災害廃棄物対策</p> <p>1 災害廃棄物の処理 災害により生じた損壊家屋等のうち、危険性の高いものや道路交通を遮断するものなど、緊急を要するものについては、それらを集積する為の仮置場として、災害発生場所付近の市有地及び公園等の空地に一時集積し、災害廃棄物の処分の基準に合致した方法で処分する。</p>	<p>第9章 災害廃棄物等処理計画 第1節 災害廃棄物処理計画 第1款 災害廃棄物対策</p> <p>1 災害廃棄物の処理 災害により生じた損壊家屋等のうち、危険性の高いものや道路交通を遮断するものなど、緊急を要するものについては、それらを集積する為の仮置場として、災害発生場所付近の市有地及び公園等の空地に一時集積し、災害廃棄物の処分の基準に合致した方法で処分する。 <u>最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、近隣市町等に応援を要請する。近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を要請する。</u> <u>さらに、環境大臣により廃棄物処理特例地域に指定され、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行を要請する。</u> <u>「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」については「付録編 付録 - 28」のとおり。</u></p>	<p>災害対策基本法並びに兵庫県地域防災計画の修正に基づき修正</p>
212	<p>第2節 清掃計画 第1款 ごみ処理対策</p> <p>1 ごみの収集・運搬 (1) ごみ収集運搬は現有人員、車両及び資機材等をもって対応し、不足する場合は「兵庫災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県を通じて他の自治体の応援を要請する。なお、ごみ収集運搬車両の現況については「資料編 資料 - 26」のとおり。「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」については「付録編 付録 - 28」のとおり。 また、関係団体の協力を得て「災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書」に基づき対策を講じる。 川西市清掃事業協同組合との協定については「付録編 付録 - 29」のとおり。</p>	<p>第2節 清掃計画 第1款 ごみ処理対策</p> <p>1 ごみの収集・運搬 (1) ごみ収集運搬は現有人員、車両及び資機材等をもって対応し、不足する場合は<u>近隣市町等に応援を要請する。また、関係団体の協力を得て「災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書」に基づき、対策を講じる。</u> <u>近隣市町等のみで応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を要請する。</u> <u>さらに、環境大臣により廃棄物処理特例地域に指定され、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行を要請する。</u> ごみ収集運搬車両の現況については「資料編 資料 - 26」のとおり。 「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」については「付録編 付録 - 28」のとおり。 川西市清掃事業協同組合との協定については「付録編 付録 - 29」のとおり。</p>	<p>災害対策基本法並びに兵庫県地域防災計画の修正に基づき修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠
213	<p>第2款 し尿処理対策</p> <p>1 し尿の処理・運搬 し尿収集、運搬は、現有人員、車両及び資機材等をもって対応し、清掃班を編成して実施する。不足する場合は、他都市等へ応援を要請する。 なお、し尿収集運搬車両については「資料編 資料 - 27」のとおり。</p>	<p>第2款 し尿処理対策</p> <p>1 し尿の処理・運搬 し尿収集、運搬は、現有人員、車両及び資機材等をもって対応し、清掃班を編成して実施する。不足する場合は、<u>近隣市町等</u>に応援を要請する。また、<u>関係団体の協力を得て「災害時における廃棄物処理等に関する応援協定」に基づき、対策を講じる。</u> <u>近隣市町等のみで応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して、広域的な応援を要請する。</u> <u>し尿収集運搬車両については「資料編 資料 - 27」のとおり。</u> <u>「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」については「付録編 付録 - 28」のとおり。</u> <u>兵庫県環境事業商工組合との協定については「付録編 付録 - 54」のとおり。</u></p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠																											
238	<p>第12章 ライフライン関係施設の応急対策計画 第1節 電力施設等の応急対策計画</p> <p>1 災害発生直後の対応</p> <p>(1) 応急対策人員の確保</p> <p>ア 協力会社等も含め、応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査し、把握する。</p> <p>イ 非常災害時における特別組織の構成により、動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にする。</p> <p>なお、災害予想時についても待機並びに非常呼出体制を確立する。また、交通途絶や対策要員自身の被災により参集困難となった場合の対応要領についてあらかじめ定めておく。</p> <p>ウ 社外者（協力会社等）及び他電力会社に応援を求める場合の連絡体制を確立するとともに、応援の受け入れ、管理及び指揮の体制を確立する。</p> <p>2 非常災害時の体制</p> <p>(1) 非常災害が発生した場合には、規模、その他の状況により、非常災害に係る復旧対策を推進するために非常災害対策本部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施する。</p> <p>なお、非常災害が発生するおそれがある場合にも、予防対策を実施するために対策組織を設置する。</p> <p>(2) 事業所の名称および所在</p> <table border="1" data-bbox="249 1262 1353 1675"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>連絡電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸支店</td> <td>神戸市中央区加納町6丁目2番1号</td> <td>078(391)7211</td> </tr> <tr> <td>神戸電力所 尼崎電力システムセンター</td> <td>尼崎市東難波町2丁目10番23号</td> <td>06(6481)5095</td> </tr> <tr> <td>阪神営業所</td> <td>尼崎市西長洲町2丁目33番60号</td> <td>06(6481)3961 06(6481)3915 (休日・夜間)</td> </tr> <tr> <td>宝塚技術サービスセンター</td> <td>宝塚市鶴の荘3番20号</td> <td>0797(85)0106</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	連絡電話番号	神戸支店	神戸市中央区加納町6丁目2番1号	078(391)7211	神戸電力所 尼崎電力システムセンター	尼崎市東難波町2丁目10番23号	06(6481)5095	阪神営業所	尼崎市西長洲町2丁目33番60号	06(6481)3961 06(6481)3915 (休日・夜間)	宝塚技術サービスセンター	宝塚市鶴の荘3番20号	0797(85)0106	<p>第12章 ライフライン関係施設の応急対策計画 第1節 電力施設等の応急対策計画</p> <p>1 災害応急対策に関する事項</p> <p>(1) 対策要員の確保</p> <p>ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、<u>気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。</u></p> <p>イ <u>対策組織が設置された場合、対策要員は、すみやかに所属する対策組織に出勤する。</u></p> <p>なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、<u>関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波の恐れがなくなった後に出勤するものとする。</u></p> <p>(2) 復旧要員の広域運営</p> <p><u>他電力会社、電源開発株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。</u></p> <p>2 非常災害時の体制</p> <p>(1) <u>各支社の所管する地域において、非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合における、当該地域の災害に係る予防または復旧対策活動を統括するための対策組織を、支社等の長で協議のうえ、あらかじめ定めておく。</u></p> <p>(2) 事業所の名称及び所在</p> <table border="1" data-bbox="1445 1287 2561 1612"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸支社</td> <td>神戸市中央区加納町6丁目2番1号</td> <td>0800-777-8041</td> </tr> <tr> <td>阪神事業所</td> <td>尼崎市西長洲町2丁目33番60号</td> <td>0800-777-8043</td> </tr> <tr> <td>尼崎電力所</td> <td>尼崎市東難波町2丁目10番23号</td> <td>0800-777-8043</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話番号	神戸支社	神戸市中央区加納町6丁目2番1号	0800-777-8041	阪神事業所	尼崎市西長洲町2丁目33番60号	0800-777-8043	尼崎電力所	尼崎市東難波町2丁目10番23号	0800-777-8043	関係機関の意見に基づく修正
名称	所在地	連絡電話番号																												
神戸支店	神戸市中央区加納町6丁目2番1号	078(391)7211																												
神戸電力所 尼崎電力システムセンター	尼崎市東難波町2丁目10番23号	06(6481)5095																												
阪神営業所	尼崎市西長洲町2丁目33番60号	06(6481)3961 06(6481)3915 (休日・夜間)																												
宝塚技術サービスセンター	宝塚市鶴の荘3番20号	0797(85)0106																												
名称	所在地	電話番号																												
神戸支社	神戸市中央区加納町6丁目2番1号	0800-777-8041																												
阪神事業所	尼崎市西長洲町2丁目33番60号	0800-777-8043																												
尼崎電力所	尼崎市東難波町2丁目10番23号	0800-777-8043																												



頁	修正前	修正後	根拠
238	<p>(3) 被害状況の把握</p> <p>ア 各電力施設の被害状況の把握と復旧対策については、次のとおりこれにあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送電線（20KV～500KV） 神戸電力所尼崎電力システムセンター</li> <li>・変電所 神戸電力所尼崎電力システムセンター</li> <li>・地中送電線 神戸電力所尼崎電力システムセンター</li> <li>・地中配電線 阪神営業所</li> <li>・架空配電線 阪神営業所</li> <li>（引込線含） 宝塚技術サービスセンター</li> <li>・お客さま屋内電気設備 自家用電気工作物を除く一般のお客さまの屋内</li> </ul> <p>電気設備の保安管理は、阪神営業所にて指導</p> <p>イ 電力施設のみならず、道路の被害状況等の災害全般にわたる被害状況を把握する。</p> <p>(4) 応急復旧用資機材の整備、確保</p> <p>ア 保有資機材を確認し、在庫量を把握する。</p> <p>イ 応急復旧用資機材を緊急に手配する。</p> <p>ウ 道路情報を入手のうえ、応急復旧用資機材の運搬方法、ルート等を検討し、輸送手段を確保する。</p> <p>エ 緊急用資材の現地調達及び使用に関する県又は市町との連携を確保する。</p> <p>オ 災害時において、復旧用資材置場として用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、市町に要請して確保を図る。</p>	<p>(3) 災害時における情報の収集、連絡</p> <p>ア 情報の収集・報告</p> <p>災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、すみやかに上位機関の対策組織に報告する。</p> <p>(ア) 気象、地象情報</p> <p>(イ) 一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報</p> <p>(ウ) 社外対応状況</p> <p>(エ) 電力施設等の被害状況および復旧状況</p> <p>(オ) 停電による主な影響状況</p> <p>(カ) 復旧資材、復旧要員、食糧等に関する事項</p> <p>(キ) 従業員等の被災状況</p> <p>(ク) その他災害に関する情報</p> <p>(4) 災害時における復旧資機材の確保</p> <p>ア 調達</p> <p>対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により、可及的すみやかに確保する。</p> <p>(ア) 現地調達</p> <p>(イ) 対策組織相互の流用</p> <p>(ウ) 他電力会社等からの融通</p> <p>イ 輸送</p> <p>災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。</p> <p>ウ 復旧資材置場等の確保</p> <p>災害時において、復旧資機材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。</p>	<p>関係機関の意見に基づく修正</p>

頁	修正前	修正後	根拠
239	<p>第12章 ライフライン関係施設の応急対策計画 第1節 電力施設等の応急対策計画</p> <p>3 復旧作業過程</p> <p>(1) 復旧順位に基づく復旧箇所の決定</p> <p>ア 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、原則として避難所、医療機関、官公庁等の公共機関、報道機関等を優先する。</p> <p>イ 復旧作業は原則として上記の施設を優先して行うが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次実施する。</p> <p>(2) 復旧作業の現状と見通し等の伝達、広報</p> <p>ア 電力施設の被害状況、供給状況、復旧作業の現状と見通し等について、防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達する。</p> <p>イ 復旧の見通し、感電や火災等の公衆災害並びに二次災害を防止するための被害地区における電気施設、電気機器使用上の注意等について、あらかじめ作成した広報素材の提供、報道機関による報道及び広報車による巡回放送等により、一般市民に対する広報宣伝活動を行う。</p> <p>4 災害時における危険予防措置</p> <p>電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、被害により感電等の二次災害のおそれのある場合で、関西電力が必要と認めた場合、または、県市町、警察、消防機関等から要請があった場合は、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じる。</p>	<p>第12章 ライフライン関係施設の応急対策計画 第1節 電力施設等の応急対策計画</p> <p>3 復旧作業過程</p> <p>(1) 復旧順位</p> <p><u>復旧計画の策定および実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。</u></p> <p><u>なお、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。</u></p> <p>(2) 災害時における広報</p> <p>ア 広報活動</p> <p><u>災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。</u></p> <p><u>また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、第2編 1章 第6節・(3)-2に定める広報活動を行う。</u></p> <p>イ 広報の方法</p> <p><u>広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</u></p> <p>4 災害時における危険予防措置</p> <p><u>電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</u></p>	

頁	修正前	修正後	根拠
244	<p>第12章 ライフライン関係施設の応急対策計画 第3節 電気通信施設等の応急対策計画</p> <p>4 電気通信設備等に対する防災計画 (3) 「災害用伝言ダイヤル(171)」または「災害用伝言板(Web171)」を利用した安否確認 (省略)</p> <p>イ 伝言の条件等 (ア) 「災害用伝言ダイヤル(171)」 ・伝言時間.....1伝言あたり30秒間録音 ・伝言保存期間.....48時間 ・伝言蓄積数.....1電話番号あたりの伝言数は1~10伝言で、提供時知らせる。</p> <p>(イ) 「災害用伝言板(Web171)」 ・接続条件.....インターネット接続できるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能 ・アクセスURL.....https://www.web171.jp ・伝言文字数.....1件あたり100文字まで入力可能 ・伝言登録数.....20件まで(20件をこえる場合は古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される) ・伝言保存期間.....最大で6ヶ月</p>	<p>第12章 ライフライン関係施設の応急対策計画 第3節 電気通信施設等の応急対策計画</p> <p>4 電気通信設備等に対する防災計画 (3) 「災害用伝言ダイヤル(171)」または「災害用伝言板(Web171)」を利用した安否確認 (省略)</p> <p>イ 伝言の条件等 (ア) 「災害用伝言ダイヤル(171)」 ・登録できる電話番号(被災地電話番号)..... 加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号 ・伝言録音時間.....1伝言あたり30秒間録音 ・伝言保存期間.....提供終了まで ・伝言蓄積数.....1電話番号あたりの伝言数は1~20伝言で、提供時知らせる。</p> <p>(イ) 「災害用伝言板(Web171)」 ・接続条件.....インターネット接続できるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能 ・アクセスURL.....https://www.web171.jp ・伝言登録数.....<u>伝言板(伝言メッセージボックス)あたり20件まで(20件を超える場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される)</u> ・<u>伝言板(メッセージボックス数).....利用者情報なしの場合:1件 利用者情報ありの場合:最大20件 利用者情報は事前に登録が必要</u> ・伝言保存期間.....<u>提供終了まで(ただし、最大6ヶ月)</u> ・<u>登録可能な伝言.....定型文及びテキスト情報(伝言1件あたり100文字)</u> ・<u>伝言のセキュリティ.....伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能</u> ・<u>伝言通知機能.....利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス、電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる。</u></p>	関係機関の意見に基づく修正